

平成17年第3回定例会 壱岐市議会会議録(第1日)

議事日程(第1号)

平成17年9月2日 午前10時00分開会

日程第1	会議録署名議員の指名		5番 坂本 拓史 6番 町田 正一
日程第2	会期の決定		15日間 決定
日程第3	諸般の報告		深見議長 報告
日程第4	行政報告		長田市長 報告
日程第5	報告第7号	平成16事業年度長崎県市町村土地開発公社決算の報告について	総務部長 説明
日程第6	報告第8号	平成16年度財団法人壱岐市開発公社事業会計収支決算の報告について	産業経済部長 説明
日程第7	報告第9号	平成17年度壱岐市一般会計補正予算(第2号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	財政課長 説明
日程第8	議案第64号	壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について	総務部長 説明
日程第9	議案第65号	壱岐市自動車駐車場条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第10	議案第66号	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について	市民生活部長 説明
日程第11	議案第67号	平成17年度壱岐市一般会計補正予算(第3号)	財政課長 説明
日程第12	議案第68号	平成17年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	市民生活部長 説明
日程第13	議案第69号	平成17年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	建設部長 説明
日程第14	議案第70号	平成17年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	建設部長 説明
日程第15	議案第71号	平成17年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第1号)	市民生活部長 説明
日程第16	議案第72号	平成17年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第1号)	産業経済部長 説明
日程第17	議案第73号	平成17年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第1号)	郷ノ浦支所長 説明
日程第18	議案第74号	平成17年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計補正予算(第1号)	産業経済部長 説明

日程第19	議案第75号	平成17年度吉崎市水道事業会計補正予算 (第2号)	建設部長	説明
日程第20	議案第76号	平成17年度吉崎市病院事業会計補正予算 (第1号)	市民病院事務長	説明
日程第21	議案第77号	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方 公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変 更について	総務部長	説明
日程第22	議案第78号	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方 公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変 更について	総務部長	説明
日程第23	議案第79号	長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合 を組織する地方公共団体の数の減少とこれ に伴う規約の変更について	総務部長	説明
日程第24	議案第80号	長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合 を組織する地方公共団体の数の減少につい て	総務部長	説明
日程第25	議案第81号	長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合 を組織する地方公共団体の数の増加とこれ に伴う規約の変更について	総務部長	説明
日程第26	議案第82号	長崎県市町村土地開発公社定款の変更につ いて	総務部長	説明
日程第27	議案第83号	長崎県市町村土地開発公社定款の変更につ いて	総務部長	説明
日程第28	議案第84号	東可須辺地、中野郷辺地、深江辺地、箱崎 本村辺地、諸津辺地、瀬戸浦辺地、筒城辺 地及び池田辺地に係る総合整備計画の策定 について	総務部長	説明
日程第29	議案第85号	訴えの提起について(市営住宅の家賃納入 及び住宅明渡しの請求)	建設部長	説明
日程第30	認定第1号	平成16年度吉崎市水道事業会計決算認定 について	建設部長	説明
日程第31	認定第2号	平成16年度吉崎市病院事業会計決算認定 について	市民病院事務長	説明
日程第32	要請第4号	自治体病院の医師確保対策を求める意見書 の提出の要請について	写し配布	説明省略

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員(26名)

1番 音嶋 正吾君	2番 町田 光浩君
3番 小金丸益明君	4番 深見 義輝君

5番	坂本 拓史君	6番	町田 正一君
7番	今西 菊乃君	8番	市山 和幸君
9番	田原 輝男君	10番	豊坂 敏文君
11番	坂口健好志君	12番	中村出征雄君
13番	鵜瀬 和博君	14番	中田 恭一君
15番	馬場 忠裕君	16番	久間 進君
17番	大久保洪昭君	18番	久間 初子君
19番	倉元 強弘君	20番	瀬戸口和幸君
21番	市山 繁君	22番	近藤 団一君
23番	牧永 護君	24番	赤木 英機君
25番	小園 寛昭君	26番	深見 忠生君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	川富兵右エ門君	事務局次長	山川 英敏君
事務局係長	瀬口 卓也君	事務局書記	松永 隆次君

説明のため出席した者の職氏名

市長	長田 徹君	助役	澤木 満義君
収入役	布川 昌敏君	教育長	須藤 正人君
総務部長	松本 陽治君	市民生活部長	山本 善勝君
産業経済部長	喜多 丈美君	建設部長	立石 勝治君
消防本部消防長	山川 明君	郷ノ浦支所長	鳥巢 修君
勝本支所長	（ 欠 席 ）	芦辺支所長	久田 昭生君
石田支所長	瀬戸口幸孝君	市民病院事務長	牟田 数徳君
教育次長兼教育総務課長		吉富 一敬君
総務課長	堤 賢治君	財政課長	久田 賢一君
代表監査委員	馬渡 武範君		

午前10時00分開会

議長（深見 忠生君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は、26名全員であります。

ただいまから平成17年第3回壱岐市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（深見 忠生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、5番、坂本拓史議員及び6番、町田正一議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

議長（深見 忠生君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期につきましては、去る8月25日に議会運営委員会が開催され、協議をされておりますので、議会運営委員長に対し、協議の結果の報告を求めます。牧永議会運営委員長。

〔議会運営委員長（牧永 護君） 登壇〕

議会運営委員長（牧永 護君） 議会運営委員会の報告をいたします。

平成17年第3回壱岐市議会定例会の議事運営について協議のため、去る8月25日議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告いたします。

会期日程案につきましては、各議員のお手元に配付しておりますが、本日から9月16日までの15日間といたしております。

本定例会に提案されます議案等は、報告2件、専決処分の承認1件、条例制定1件、条例改正2件、平成17年度補正予算10件、決算認定2件、その他9件、要請1件が提出されておりますが、お手元に配付のとおりです。

本日は、会期の決定、議長の報告、市長の行政報告の後、本日送付された議案の上程、説明を行います。なお、説明員の対応につきましては、行政の効率化を図るため本定例会以降、原則として市長ほか3役、部長担当職並びに総務課長、財政課長及び病院事務長に限定することいたしました。したがって、質疑等において十分な対応に支障を来す場合もあるかと思っております。できる限り事前通告により対応されるようお願いいたします。

9月3日から6日まで休会といたしておりますが、一般質問並びに質疑についての報告をされる方は、9月5日正午までに提出をお願いします。

9月7日は議案に対する質疑を行い、質疑終了後、所管の委員会へ審査付託を行います。承認第9号については委員会付託を省略し、議員に審査をお願いする予定であります。なお、上程議案の一般会計補正予算につきましては、予算特別委員会を設置して審査すべきということを確認いたしましたのでよろしくお願ひいたします。

9月8日から9月12日までの間、10日、11日を除く実質3日間で一般質問を行います。一般質問について質問の順序は受け付け順のくじにより、番号の若い順といたしますが、質問時間については答弁を含め40分間の時間制限とし、一括質問、一括答弁方式とします。なお、同一事の質問については質問者同士でぜひ調整をお願いしたいと思います。

また、通告書については、市長の適切な答弁を求める意味からも、質問の趣旨を明解に記載されますようあてお願ひいたします。一般質問が予定の日程より早く終了した場合は残り日程は休会といたします。

9月13日から14日の2日間を委員会開催日としております。

9月16日、本会議を開催、委員長報告を受けた後、議案等の審議、採決を行い、全日程を終了したいと思います。

なお、本定例会中に工事請負関係案件2件が追加議案として提出される予定ではありますが、委員会付託を省略し、全員審査を予定しております。

以上が、第3回定例会の会期日程案でございます。本市議会の円滑な運営に御協力を賜りますようお願いを申し上げ、御報告といたします。

〔議会運営委員長（牧永 護君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月16日までの15日間としたいと思います。御異議ありませんか。6番、町田議員。

議員（6番 町田 正一君） 議会運営委員長にお尋ねしますが、一般質問のあり方については、当然一問一答形式等の新しいというか、非常にわかりやすい形の質問の仕方等も当然話されたと思うんですが、それについての議論の内容についてお尋ねします。どういうふうな形で一括質問、一括答弁になったのか、それをちょっとお尋ねしたいと思いますけども。

議長（深見 忠生君） 牧永委員長。

議会運営委員長（牧永 護君） お答えいたします。

その件につきましては議会運営委員会でもいろいろ協議したわけでございます。先日の議員研修でも一問一答方式というのは示されましたけど、その方法も勉強しながら今回の議会はこの方法でやってみて、いろいろまだ問題があれば、次の委員会で考えようということです。両方、時間配分等も考えまして両方の案件を討議いたしましたけど、最終的に一括でやることに決定いたしました。

議長（深見 忠生君） 6番、町田議員。

議員（6番 町田 正一君） 議会運営委員長に再度お尋ねしますが、この前の研修でもあったように、本来一括質問、一括答弁というのは私も前からおかしいと思ってました。旧芦辺町では一問一答形式でやってましたし、その方がこの前の研修で話されたように非常にわかりやすい、聞いとる人に対してもですね。しかも、本来議会運営委員会で諮る前に、できたらこういうふうな一般質問のやり方等についてほかの議員の意見を聞くとか、そういう形をとって、新しい壱岐市議会が26人になって初めての議会でもありますし、ただ単に10分一般質問の時間を延ばしたということだけじゃなくて、非常に市民にわかりやすい形で議会が見られるというのは、一般質問のあり方等にこの1つをとっても、一問一答形式という新しい形を僕はぜひ導入してもらいたいと思ってました。今回は尊重しますけれども、ぜひ次回の議会からはぜひほかの議員の意見も聞いて、一問一答形式の採用ということを、ぜひ私は訴えたいと思います。ぜひ議会が始まる前についての議運については、できるだけ他の議員の意見もできるだけ多く聞くようにぜひ今後は努めてもらいたいと思います。

以上です。

議長（深見 忠生君） 牧永委員長。

議会運営委員長（牧永 護君） 十分議会運営委員会で検討いたしたいと思います。

議長（深見 忠生君） 会議日程については、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月16日までの15日間と決定いたしました。

日程第3．諸般の報告

議長（深見 忠生君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成17年第3回壱岐市議会定例会に提出され、受理した議案等は27件、要請1件であります。

次に、監査委員より例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますので御高覧をお願いします。

次に、系統議長会であります。去る8月22日、松浦市において長崎県市議会議長会臨時総会が開催され、平成17年度の事務報告及び九州市議会議長会への提出議題が提案され、いずれも承認決定をされました。特に昨今の自治体病院における医師不足の状況にかんがみ、長崎県市議会議長会挙げての医師確保運動が緊急の課題であることが確認されました。

また、8月30日、釧路市において全国民間空港所在都市協議会臨時総会が開催され、平成

16年度決算、17年度補正予算が提案をされ、いずれも承認可決されたところであります。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わりますが、詳しい資料につきましては事務局に保管いたしておりますので、必要な方は御高覧をお願いします。

次に、本定例会において議案等説明のため、長田市長を初め、関係部課長に説明委員として出席を要請しておりますので御了承願います。

ここでお諮りしますが、暑い方は上着を脱いでよいことにしたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

日程第4．行政報告

議長（深見 忠生君） 日程第4、長田市長から行政報告の申し出がありました。これを許します。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

市長（長田 徹君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成17年第3回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様方には御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今年は梅雨も陽性型で、農作物など全般的に順調に推移しておりますが、去る7月8日から9日の梅雨前線豪雨によりまして農地災害や農業用施設災害などが発生をいたしました。被災されました方々には心からお見舞い申し上げますとともに、これから台風シーズンになってまいりますので、災害等に対する万全の備えをお願いいたしたいと思っております。

それでは、前定例会以降、今日までの市政の重要事項につきまして御報告申し上げ、議員皆様方の御理解と御協力をいただきたくと存じます。

行財政改革について。

市の財政は依然として極めて厳しい状況にあり、平成17年度予算においても税収の減少と相まって、基金の取り崩しなどにより、財源を捻出しているような状況であります。現在、行政改革推進委員会では、この秋の最終答申に向けて17回の委員会を開催、また、補助金等検討委員会も新年度予算編成を視野に入れ、精力的に点検をいただいております。これらの答申を受け、行財政改革大綱、同実施計画の策定と同時に国の新地方行革指針による地方行革の推進のため、今年度中に平成17年度を起点とし、おおむね平成21年度までの具体的な取り組みを明示した「集中改革プラン」を公表することになります。

市庁舎建設懇話会について。

市庁舎の建設に関する課題について調査及び検討をするため、仮称ではございますが、市庁舎

建設懇話会を設置いたします。懇話会には市庁舎のあるべき姿、機能、形態などの基本構想について検討いただくことにいたしております。委員は学識経験者など10人以内とし、そのうち2人を現在公募いたしております。10月上旬には第1回の懇話会を開催し、中間報告を来年2月ごろ、最終報告を秋ごろというスケジュールでお願いしたいと考えております。

吉岐市特別職の報酬等について。

市議会議員の報酬の額及び市長、助役並びに収入役等の給料の額について、平成17年7月28日に市特別職報酬等審議会に諮問をいたしました。同審議会では3回にわたり慎重審議された結果、8月9日に次のとおり、答申をされました。市長80万円、助役64万円、収入役57万6,000円、教育長57万6,000円、議長38万円、副議長33万円、常任委員長31万5,000円、議会運営委員長31万5,000円、議員30万円。なお、実施時期は平成17年10月1日とし、市議会議員に係る報酬等の額については、議員が委員会に出席したときに支給する費用弁償を含んだ額であるとされました。市ではこの答申を受け、今定例会に提案の予定でありましたが、諸般の都合により提案を見送っております。

姉妹都市提携調印式について。

長野県諏訪市と吉岐市の姉妹都市提携につきましては、去る6月定例会におきまして市といたしましても、これまで諏訪市と旧勝本町が築いてこられました友好関係を継承し、さらに交流を深めるということで承認いただいたところでございます。諏訪市におかれましても、6月議会に提案され、満場一致で承認されておりまして、早速調印式をとり行うべきところではございましたが、先方との日程調整など諸般の事情により、10月中旬を予定しているところでございます。なお、調印式につきましては、昨今の経済情勢、また、諏訪市さんからの申し入れもありまして、なるべく簡素なものにいたしたいと考えております。これを契機に友好親善の絆をますます強固なものとして、物産交流、人的交流が活発となり、お互いの郷土がさらに発展していくよう努力してまいりたいと存じます。

市政タウンミーティングの開催について。

これからの厳しい社会経済環境の変化に対応していくためには、市民と行政が協働で一体となり、地域の特性を生かした個性的で魅力あるまちづくりを進めることが最重要課題であると考えます。そのためには、今後の市政運営の基本的な考え方や主要施策等を示した市総合計画を着実に一歩ずつ実現していかなければなりません。まず、計画を実施していく上において、市民皆様に市政への理解を深めていただくとともに、市民皆様の声をより多く市政に反映させるためにも、市民と市長との対話集会として、10月中に旧町ごとに市政タウンミーティングを開催いたします。

公有財産の管理について。

さきの機構改革におきまして新設いたしました管財課では、公有財産の管理を強化するため、土地及び家屋の取得、変更、廃止をデータ化し、異動状況の把握を容易にするために、公有財産管理システムを構築することにいたしております。

アスベスト対策につきましては大きな社会問題となっておりますので、市有建築物、吹きつけアスベストなど調査要領を策定をいたし、使用実態を把握する中で適正に処理することといたします。

住民監査請求について。

市議会議員選挙におけるポスター掲示板を当該業者に発注したことは著しく不当な契約であり、市長に対して損害の補てんを請求するとして、平成17年8月23日、市民より住民監査請求が提出をされました。監査委員において受理をされ、今後精査が行われ、60日以内に結果が出される予定となっております。

シルバー人材センター設立について。

シルバー人材センターは高齢者が組織的に働くことを通じて、収入を得るとともに健康を保持し、生きがいを持ち、地域社会に貢献するという「自主、自立、共同、共助」の理念を基本といたします。社団法人の設立準備が整いましたので、設立総会に向けて8月25日、17人による設立発起人会を開催をし、今月中旬に第2回の発起人会を開催する予定であります。

また、会員募集につきましては、現在60人余りが登録してありますが、法人設立のため必須の、会員100人の登録を目指して努力をいたしております。原則60歳以上で、健康で働く意欲と能力のある方のうち、シルバー人材センターの趣旨に賛同する方であれば、だれでも会員になれますので、広く紹介をしていただきたいと思います。

知的障害者通所授産施設の整備について。

社会福祉法人「結の会」、これ仮称でございますが、「結の会」によります知的障害者通所授産施設の設立について国、県の補助内示がありましたので、市では同施設が障害者福祉対策の拠点施設となるべく、国、県補助残の2分1を補助するため予算計上をいたしております。

また、建設地につきましても私有地を無償貸与し、隣接地に建設予定のデイサービスとともに福祉対策の中核地域となることを期待いたしております。

戸籍電算化業務委託事業について。

行財政改革における住民サービスの効率化として戸籍事務の正確性、迅速性を構築し、住民サービスの向上と窓口業務の改善を図るため、戸籍電算化業務を業者に委託しております。現在は戸籍・附票入力原票作成業務をスタートし、作業を進めているところです。また、個人情報保護の徹底には万全を期してまいります。

乳幼児福祉医療費支給の年齢拡大について。

乳幼児福祉医療については、少子化対策の一助として助成対象年齢を通院、入院ともに就学前とする条例改正及び関係予算について本定例会に提出をし、10月1日以降の診療から実施を予定いたしております。

第8回特別弔慰金の支給について。

戦没者の遺族等に支給されております特別弔慰金支給法の改正法が可決成立をし、第8回特別弔慰金の請求受け付けが、今年から平成20年3月までの期間をもってスタートしました。8月中に、各遺族会支部長様の御協力により遺族の皆様へ説明会を終了し、各支所においては、既に申請書提出の相談が参っておりますが、受付時の混乱を避けるため、10月以降に各支所において地域別に区別し、申請受け付けを開始する予定であります。御遺族も高齢化されており、申請時に戸惑われることなどが無いよう最善を尽くしてまいります。

介護保険新予防給付ケアマネジメントモデル事業の実施について。

介護保険制度は平成12年度から施行されてきましたが、去る6月22日、施行後初の大幅な見直しとなる介護保険制度改革関連法が成立しました。改正介護保険法の大部分は来年4月1日からの施行ですが、特別養護老人ホーム等介護施設入所者の食費や居住費を保険給付から外し、入所者の自己負担とすることに伴う費用の徴収は、今年の10月1日から先行して実施されることになりました。今回の改正は、特に介護予防を重視した改正内容となっております。法改正に伴って厚生労働省では全国一斉にモデル事業実施主体をリストアップし、新予防給付ケアマネジメントモデル事業を実施しており、本県では長崎市と壱岐市の2市が実施することになりましたので、早速関係機関等へ協力をお願いをし、現在事業を行っているところでございます。モデル事業の取り組み期間は短期間で、今月中旬には事業を完了し、結果報告は県を通じ、厚生労働省に報告することになっております。なお、改正法が成立しましたので、平成18年度から3カ年間の第3期老人福祉計画、介護保険事業計画の策定を本格的に進めております。

壱岐市一般廃棄物処理施設整備検討委員会の答申について。

合併後の壱岐市は旧各町の「一般廃棄物処理計画」に基づき、ごみ、し尿等の廃棄物の収集から、中間処理、そして最終処分に至るまで処理をいたしておりましたが、今後合併後の「一般廃棄物処理計画書」を作成する必要がありますので、平成17年1月31日に「壱岐市一般廃棄物処理施設整備検討委員会」を設置をし、一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み、排出量の抑制のための方策、一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項、その他一般廃棄物の処理に関する必要な事項、一般廃棄物処理施設整備の計画に関する重要項目の一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施するに当たっての基本的な事項を検討していただきました。

委員会では、壱岐市内の廃棄物排出量から処理までの現状の把握、廃棄物処理10施設の視察、先進地の6施設の研修等を含め、11回の委員会を開催されまして、7月15日に答申を受けまし

た。答申内容を要約いたしますと、壱岐島の循環型社会の構築に向けて、島内で発生した一般廃棄物は島内で処理できる体制を整えることが重要であり、そのためにはごみの分別による排出抑制に取り組み、老朽化したし尿処理3施設は、将来的には汚泥再生処理センター1施設に集約することが望ましい。

今後、耐用年数の期限を迎えるごみ焼却場4施設については、リサイクルセンターと併設をして、1施設に集約することが必要である。最終処分地は管理型の施設を早急に整備することが重要課題であるとされております。今後は答申書に沿って、議会に御協議申し上げまして、市民の皆様への御理解と御協力を得ながら、事業の実施に向けて努力してまいりたいと考えております。

使用済み自動車等の海上輸送費補助について。

本年1月1日から自動車リサイクル法がスタートいたしました。離島については、本土と比較した場合に海上輸送費の負担が伴うため、自動車リサイクル法で預託されたリサイクル料金の余剰金を国が指定した財団法人、自動車リサイクル促進センターから、離島地域から本土まで海上輸送の実績に応じて、8割以内で補助を行う離島対策支援事業が10月1日から支援の対象となりますので、所要の予算を計上いたしております。三島地区においては三島から壱岐島までの海上輸送費の8割補助は同様ですが、残りの2割については、引き取り業者が三島にいないため住民負担となっておりますので、年間20台程度廃車される費用について、市で補助する予定にいたしております。

農林畜産関係について。

農作物は気象に関する影響も少なく、総じて順調なものとなっております。水稻につきましては天候にも恵まれて、早期水稻は平年並み以上の作柄が見込まれ、普通期水稻についても順調な生育となっております。施設園芸につきましては豊作型となりましたが、価格面では若干の低下となりました。葉たばこにつきましては成熟期の干ばつの影響により、本葉茎で日焼けによる品質の低下が見られましたが、収量的にはおおむね計画どおりとなり、販売結果に期待をしているところであります。

畜産につきましては、枝肉、子牛販売ともに高値で推移をしており、8月子牛市において平均価格50万円を超える成績となり、農家経済の向上に、また、農業、農村の活性化に大きく寄与しているところでございます。

また、長崎牛づくり振興大会が11月2日、五島市で開催の予定で、4部門に合計12頭を出品いたしますが、9月21日の市の選考会に向けて、関係機関、団体で対象農家の指導にあたっているところであります。県の出品条件が県産の種牛、県内産子であることなど壱岐にとっては厳しいものとなりましたが、壱岐牛の実力を十分に発揮し、素晴らしい成績をおさめることができるよう、完成された出品牛の造成に努めているところでございます。この大会を壱岐市の名声

を高める絶好の機会ととらえ、応援者の参加経費の一部助成について所要の予算を計上いたしております。

今年3月には食料・農業・農村基本計画が策定され、今後10年間の施策展開が示されたところであります。特に、認定農業者を基本とする担い手への施策、支援の集中重点化、また、経営安定対策に特化する方向も示され、早急な対策が求められております。市におきましては、壱岐地域担い手育成総合支援協議会を中心として、事業の推進に取り組みますが、このことは壱岐農業の将来を左右する重要な転機ととらえ、壱岐市認定農業者協議会においても対応等について十分な研さんを行う必要があります。所要の予算を計上いたしております。農業振興費におきましては、国、県事業の内示等により予算の増額、減額措置を行っております。また、7月9日の豪雨により、自然災害が3件発生しましたので復旧費を計上いたしております。

農地災害について。

農地、農業用施設災害につきましては、6月及び7月の梅雨前線豪雨により補助対象事業で農地災害67件、農業用施設災害12件、被災額9,170万円。単独災害34件、840万円の被害を受けております。査定は第1次が9月26日から28日に、第2次が10月3日から7日にかけて実施されることになっており、所要の予算を計上いたしておりますので、早急に復旧工事を進めてまいります。

水産関係について。

水産業を取り巻く状況につきましては、依然として厳しい状況にあります。このような中、特に離島は漁獲の輸送、生産資材の取得など、本土と比較をしまして極めて不利であり、近年消費者の鮮度志向が強まる中、販売面での不利が決定的なものとなっております。加えて、漁業者の減少や高齢化が進み、このまま放置すれば漁場の活用が充分に行われなくなるだけでなく、本土の漁業者にとっても前線基地としての機能が失われていくことが懸念されるところであります。このような厳しい状況下にあります離島漁業の再生を図るため、離島の大切な地域資源であります漁場の生産力の向上を図りつつ、それぞれの地域の特色を生かした地域の創意工夫により、地域資源の最大限の活用を図る必要があります。そのため、国においては平成17年度から21年度までの5カ年間、離島再生支援交付金制度を設けることになりましたので、市といたしましてはこの制度を最大限活用して取り組んでまいりたいと考えております。また、沿岸漁業の振興を図るため、栽培漁業の推進が不可欠であり、市においても積極的に推進しているところでありますが、将来にわたり地域の特性に適合し、計画的かつ安定的に良質の放流種苗の確保を図る必要があることから、(仮称)壱岐地域栽培センターの建設が必要であり、このため基本計画を策定することといたしました。

また、去る3月20日に発生しました福岡県西方沖地震におきまして、八幡浦漁港を初め、市

管理の漁港が被害を受けましたが、これらの復旧工事を予定いたしております。

観光地の整備について。

県営岳ノ辻園地整備事業につきましては9月より既存の展望台を解体をし、バリアフリーの新しい展望台とトイレの建設を行います。このため、展望台周辺から西側は立入禁止となります。

はらほげ地蔵の整備は、半日が海中という条件の中での工事でありましたが、このほど完成をし、車椅子でもお参りができるようになりました。これからもバリアフリー化を初め、観光資源の開発を進めながら、訪れる人に優しい施設整備に努めてまいります。

イルカパークにつきましては、現在飼育頭数6頭で、高齢化しており、ふれあい体験等実施できない状況であります。今の状況ではマイナスイメージが強く、観光客の評判も悪くなっております。イルカパークの存続を図るためには、早急にイルカを購入する必要がありますので、所要の予算を計上いたしております。

消費者行政について。

消費者を取り巻く状況は依然として厳しいものがあり、架空請求や住宅リフォーム等の被害がマスコミをにぎわせておりますが、壱岐でも消費者トラブルが多発し、年々増加の傾向にあります。市といたしましても、被害に遭うことが多い高齢者を対象とした出前講座や、高齢者と接する機会が多い民生委員の方々を対象とした研修会の開催等、被害の防止に向けて啓発活動や相談等を実施しております。

土木事業について。

平成16年度からの繰り越し工事については、幾分工程のおくれている路線もありますが、早期完成に向けて努力をいたしております。平成17年度の事業につきましても、早期工事発注の努力をいたしており、各事業の実施推進に当たり、工事費、用地補償費等予算の組み替え等が必要となりましたので予算計上をいたしております。

また、壱岐市関係の地元負担を伴う平成17年度県営事業の道路整備事業、海岸環境整備事業、急傾斜地崩壊対策事業について、関係予算を計上いたしております。本年7月8日から7月9日にかけての梅雨前線豪雨により被災しました道路2地区、河川3地区について公共土木施設災害として復旧予算を計上いたしております。

公営住宅について。

公営住宅につきましては、住宅マスタープランに基づき推進してまいりましたが、平成16年度法の一部改正で、従前の住宅マスタープランから地域住宅計画に変更され、国費につきましても、補助金から交付金へ制度改正がなされました。本計画の趣旨は地方公共団体が主体となり、公営住宅の建設や居住環境整備など、地域における住宅政策を自主性と創意工夫を生かしながら、総合的かつ計画的に推進するための支援事業であり、平成17年度から21年度までの5カ年計

画であります。彦根市におきましても、老朽化した住宅の建てかえ等を計画し、県に申請をいたしております。現在、県は、長崎県全体の地域住宅計画書を国へ申請中で、採択決定の通知を受け次第、年度計画にのっとり事業計画実施の作業を進めるよう計画しております。

次に、住宅使用料の滞納対策として、明け渡し請求を1件いたしており、訴えの提起を行うため、議会の議決が必要でありますので、今回議案の提出をいたしております。今後も引き続き滞納対策には粘り強く努力してまいります。また、広く問題となっております建物等へのアスベストの使用について、公営住宅でも使用されていないか調査中であります。結果が出次第、議会にも報告してまいります。

学校教育関係について。

今年度は中学校の教科書採択の年であり、4月から採択業務に入り、調査委員会や選定委員会を重ね、学校回覧や一般公開の意見も取り入れ、厳正で公正な採択業務ができたものと確信をしており、9月1日に県教育委員会へ結果を報告いたしました。

養護学校分教室の設置につきましては、7月6日に県教育委員会「特別支援教育室」から担当者が来島され、市内の空き教室の様子を視察された後、各関係機関の代表者との話し合いを持ち、県教育委員会の経過説明を受け、質疑応答、意見交換を行い、今後お互いに望ましい方向を求めていくことの確認をいたしました。

次に、中学校の統廃合問題につきましては、委員会内部で幾つかの案を作成し、地域住民や保護者の意見、考えを聞くためにパブリックコメントの実施を計画中であります。

また、幼稚園におきましては、旧町の各1園ずつモデル的に預かり保育を実施する旨、準備しておりましたが、9月2日、郷ノ浦幼稚園での預かり保育を始めました。なお、他園につきましては、施設整備完了次第、開始の予定であります。

社会教育、社会体育関係について。

長崎県内では一昨年から3年連続して子供たちによる衝撃的な事件が発生をしました。次代を担う彦根っ子の健全育成を目指し、家庭、学校、地域社会の連携を図り、社会環境の浄化と地域ぐるみの非行防止及びココロねっこ運動等を推進中であります。

その主な活動として、長崎県少年団体活動振興協議会主催による「しま巡り」交流事業を開催しました。この事業では県内各地の児童生徒及び関係者、計756人が3泊4日の日程で、市内において体験活動及び彦根の子どもたちとの交流を行い、盛況のうちに終了することができました。

また、県教育委員会の委託事業として、図書ボランティア養成講座を計画したところ、30人程度の募集に対しまして、89人の応募がありましたので、市民の要望にこたえ、全員を受講者と決定しました。1月の養成講座終了後、受講者の図書ボランティアリーダーとして活動が期待

されるところです。

次に、郷ノ浦町で行われていた滋賀県野洲市との親善交流は毎年交互に訪問しておりましたが、今年は吉岐から野洲を訪問することとなり、市内小学校代表児童18人が2泊3日の日程で訪問し、研修と交流を深めてまいりました。

また、平成16年3月の一島一市誕生を記念し、佐渡市、対馬市、吉岐市の友好と親睦を深めることを目的に、「離島交流事業」が始まり、今年は新潟県佐渡市で行われました。事業対象が「中学生の野球大会」ということで、吉岐市内の軟式野球選抜チーム、対馬市チーム及び佐渡市の2チーム、計4チームが参加して交流を深めました。来年度は吉岐市で開催されます。

吹きつけアスベストについて。

県の指導により、市内の各社会教育施設等を調査した結果、松永記念館展示室等の天井に除去工事の必要があり、今回所要予算を計上いたしております。なお、除去工事が完了するまでの当分の間、休館といたしております。

原の辻遺跡関連整備事業について。

(仮称)長崎県立埋蔵文化財センター及び(仮称)一支國博物館の建設につきましては、今年3月に策定した整備基本計画をもとに、民間活力の導入の可能性について、長崎県と一体となって検討を行ってまいりました。その結果、施設開館直後、より効率的かつ効果的な管理運営が行えるという特徴から、設計段階より管理運営者の意見を取り入れた整備をすることで進めており、今回設計者と管理運営者を同時に選考するための費用及び設計に係る費用の一部について、所要の予算を計上いたしております。

また、6月定例会で御承認いただいた官民協働の協議会につきましては、去る8月10日に第1回の協議会を開催したところであります。特に市民の要望におこたえし、市として初めてとなる公募による委員を4名選考さしていただいたところであります。今後はこの協議会で協議、検討された意見を尊重し、市議会へも御提案、御相談させていただくことになろうかと思っております。

国指定特別史跡原の辻遺跡の普及啓発について。

国指定特別史跡原の辻遺跡につきましては周知のとおり、今年11月24日をもって指定5周年となります。普及啓発活動につきましては、これまで既存事業である歴史関係の講座や赤米づくりの体験事業を初め、市内小中学校への出前講座、教職員を対象とした体験講座、夏休み期間中を利用した子供も絵画コンテストなど、長崎県や市内の歴史関係団体の協力も得ながら進めております。各事業とも多くの参加が得られ、好評を博しているところでありますが、さらに一層の普及啓発を行うため、来る11月19日から24日までの期間において、「原の辻イベントラリー2005」と題しまして、国特別史跡指定5周年記念事業の実施を計画しているところであります。今後、市民皆様方を初め、幅広く宣伝する計画でありますので、議員皆様方におかれま

しても、原の辻遺跡の普及啓発に御協力いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

給食センターの建設について。

給食センターの建設につきましては、旧公立病院跡地を候補地として地元の新道公民館総会を開催をしていただき、意見をお聞きいたしましたところ、場所的、立地的にどうかと結論が出ませんでした。今後、教育委員会としましても、他候補地の選定を含め、再検討してまいります。

病院事業について。

市民病院は地域の基幹病院として、他の医療機関との連携を図りながら地域医療の充実と、良質の医療サービスの提供に努めております。経営といたしましては、地域性が必要とする小児救急、離島医療の高度設備など、採算性が低い、また、赤字部門を担っての経営であり、医師派遣問題、医療費の抑制等もあり、これからの病院経営にとってはさらに厳しいものがあり、経営基盤の確立が必要であります。次に、診療体制の状況を御報告申し上げます。現在常勤の医師数は院長以下15名で、その他に大学医局より非常勤医師の応援を得て診療を行っております。懸案となっておりました外科医師の確保につきましては、9月1日から山口大学から1名派遣をしていただき、現在2名体制となっております。

次に、平成16年度の決算状況でございます。収益的収支では、収益的収入2億4,115万6,438円、収益的支出2億1,782万8,575円、当年度純利益2,332万7,863円となっております。資本的収支では、資本的収入3億4,803万4,565円、資本的支出3億1,917万5,229円で、資本的収入が資本的支出に不足する額6,114万664円は過年度損益勘定留保資金で補てんいたしております。

さて、来年度は薬価基準の大幅な切り下げが予定されております。また、中長期的にも医療費抑制のためのさまざまな施策が検討されております。病院事業にとりまして、今後の経営を取り巻く状況はますます厳しさを増してくることが予想されますので、市民病院といたしましても、これらの情勢に対応するため、さまざまな対策を講じていく必要があります。そのため、現在医薬分業に向けての検討を進めているところでございます。なお、5月1日開院後の3カ月間の患者数は入院が1日平均131人、外来は1日平均392人となっております。開院を機に、市民皆様の病院であるということを再認識し、病院にかかわる全職員が連携して、体質改善を図りながら病院運営に取り組み、よりよい医療サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。今後ともより一層の御指導、御支援を賜りたいと考えております。

かたばる病院は48床の療養病床として、看護度の高い長期療養をしようとする高齢者などに対して、保険、医療、福祉分野との連携による一体的サービスに努めております。診療体制では、常勤医師1名と各週の月曜日から金曜日に診療を行う非常勤医師1名の体制となっております。また、週末当直は長崎医療センターより派遣協力をいただいております。なお、院長の後任につ

いては、内科医を10月1日から採用の予定であります。

消防本部関係。

平成17年8月19日現在の災害発生状況は、火災発生件数29件、救急出動件数939件となっており、昨年同期と比較しますと火災10件の減、救急113件の増となっております。各自主防災組織の育成強化を図るため、日本消防協会から昨年に続き、今年も「女性消防隊による安全で災害に強い地域づくり推進事業」として、100万円の助成金の交付が決定いたしましたので、勝本町塩谷婦人防火クラブに軽可搬消防ポンプ等の整備を、また、平成17年度地域安心安全ステーション整備モデル事業により、自治総合センターから防火防犯パトロール用資機材の整備費として、郷ノ浦町消防団後援会に100万円の助成金の交付が決定いたしましたので、それぞれの所要の経費を計上いたしております。今後とも、市の「安心、安全な住みよいまちづくり」を実現するため、あらゆる機会をとらえ、自主防災組織の拡大、育成強化をさらに推進をいたします。

以上で、報告事項を終わりますが、今定例会に提出させていただきました案件は条例関係3件、予算関係10件など、計27件でございます。どうか、十分な御審議をいただき、全議案につきまして御賛同賜りますようお願いを申し上げます、開会のあいさつといたします。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） これで行政報告は終わりました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時56分休憩

.....
午前11時10分再開

議長（深見 忠生君） 再開いたします。

日程第5 . 報告第7号 ~ 日程第32 . 要請第4号

議長（深見 忠生君） 次に、日程第5、報告第7号平成16事業年度長崎県市町村土地開発公社決算の報告についてから、日程第32、要請第4号自治体病院の医師確保対策を求める意見書の提出要請についてまで、28件を議題とします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

市長（長田 徹君） 説明につきましては、各担当部長等よりされますのでよろしくお願いたします。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 総務部長。

〔総務部長（松本 陽治君） 登壇〕

総務部長（松本 陽治君） 報告第7号について御説明を申し上げます。

平成16事業年度長崎県市町村土地開発公社決算の報告について、平成16事業年度長崎県市町村土地開発公社決算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。平成17年9月2日提出、壱岐市長。

提案理由、地方自治法第221条第3項の法人であります長崎県市町村土地開発公社の決算に関する書類を同法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に提出するものであります。

決算書の1ページをお開きいただきたいと思います。事業報告書、1、組織及び運営状況。平成17年3月末現在、設立団体が壱岐市を含む3市39町村です。基本財産が、出資者の県が3,000万円、設立市町村が7,435万8,000円、合計1億435万8,000円となっております。

2の事業実施状況では、平成16事業年度の事業実績はございませんで、借入金償還業務だけを行っております。

5ページをお開きください。事業資金明細で、期首残高、平成16年4月1日現在、借入金の残高でございます。壱岐市を含む4支社で合計4億7,330万400円、当期増加はございません。事業がございません。当期減少が1億4,708万8,200円、で、期末残高、17年3月末現在で3億2,621万2,200円となっております。銀行別の借入金の明細がその下に掲載のとおりでございます。

11ページをお開きください。損益計算書で、事業収入はございません。事業外収入が受取利息1,143万6,922円ということでございます。管理費用が一般管理費で657万8,023円、事業外費用として支払い利息が882万7,053円となりまして、費用合計が1,540万5,076円、当年度欠損金が396万8,154円のマイナスとなっております。収入費用の明細及び欠損金の処理につきましては、次の12ページ、13ページを御参照いただきたいと思います。

以上、報告7号についての説明を終わります。

〔総務部長（松本 陽治君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 産業経済部長。

〔産業経済部長（喜多 丈美君） 登壇〕

産業経済部長（喜多 丈美君） 報告第8号について御説明を申し上げます。

平成16年度財団法人壱岐市開発公社事業会計収支決算の報告について、平成16年度財団法人壱岐市開発公社事業会計収支決算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、

別紙のとおり報告する。

2ページに現在の役員の状況を掲載をいたしております。7月13日時点でございます。

次に、3ページに公社の事業報告をいたしておりますが、要点だけ申し上げますと、昨年は非常に気象状況に恵まれませんでした、土日になりますと台風あるいは雨ということで非常に利用率が低下をいたしております。また、温泉ポンプの故障、あるいは保健所の指導によりましてジェットバスの使用が禁止になったということで、利用者が減少をいたしておるのが事業報告でございます。

次に、10ページをお開きをいただきたいと思います。その前に、費用の明細等は見ただければと思いますが、まず10ページの損益計算書では、営業収益といたしまして、国民宿舎の方で7,988万6,025円、サンドーム壱岐の営業収益で3,907万9,400円、締めまして1億1,896万5,425円となっております。

次に、営業費用では、トータルで1億4,674万2,741円、営業損失といたしまして2,777万7,316円でございます。

3の営業外収益は、締めまして653万9,856円でございます。

次に、営業外の費用で36万6,242円となっております。営業損失といたしまして2,160万3,702円、補助金といたしまして、サンドーム壱岐補助金で市より2,500万をいただきまして、差し引き339万6,298円の黒字ということになります。

それから、税を7万円払いますので当期の利益といたしましては、332万6,298円でございます。前年度までの繰越損失が1,000万8,196円ございましたので、差し引き668万1,898円の累積赤字ということになります。

次に、11ページの貸借対照表で、流動資産といたしまして、現金ほかで1,904万3,206円、それから、引当資産といたしまして296万6,669円、有形固定資産といたしまして942万2,703円、無形固定資産として100万円、トータルの3,243万2,578円、負債の部でございます。流動負債が714万7,807円、固定負債が2,196万6,669円、負債合計で2,911万4,476円でございます。資本金が1,000万円、欠損金が668万1,898円、うち当期の利益が332万6,298円ということで、資本合計331万8,102円、負債資本合計3,243万2,578円。

損失処分等につきましては12ページに記載のとおりでございます。13ページには月別の利用状況等も掲載をしておりますので、後で御一読をいただければと思います。

以上で、説明を終わります。

〔産業経済部長（喜多 丈美君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 財政課長。

〔財政課長（久田 賢一君） 登壇〕

財政課長（久田 賢一君） 承認の第9号について説明をいたします。

平成17年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて、平成17年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

補正予算書の方をお開き願います。

専決第9号平成17年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,750万円を追加し、歳入歳出予算の総額を212億8,010万円とします。平成17年の8月18日付で専決処分をさせていただいております。

次のページをお開き願います。第1表の。歳入で県の委託金、これは衆議院議員総選挙費の委託金、2,750万円を計上いたしております。

それから、次のページの歳出、総務費の4項の選挙費で歳入と同額の2,750万円を計上いたしております。

歳出の内訳につきましては、報酬、それから職員手当、賃金、需用費等の選挙経費を計上いたしております。

以上で、説明を終わります。

〔財政課長（久田 賢一君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 総務部長。

〔総務部長（松本 陽治君） 登壇〕

総務部長（松本 陽治君） 議案第64号について御説明を申し上げます。

壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を次のとおり制定するものとする。平成17年9月2日提出、壱岐市長。

提案理由、地方公務員法の改正によりまして、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を制定する必要がありますので、提案するものでございます。この条例は、市及び関係行政機関は職員に係る任免、給与、勤務条件、処分等について市長に報告をし、市長はそれを公表するということを規定するものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思っております。壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、第1条、趣旨は、地方公務員法の規定に基づき定めるものでございます。

第2条、任命権者の報告。任命権者は毎年10月末までに市長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。任命権者とは、市の行政機関、教育委員会、議会、

選挙管理委員会あるいは消防署等の任命権者を指すものでございます。

第3条、任命権者の報告事項。任命権者が報告しなければならない事項は、職員に係る、次に掲げる事項とするということで、1、職員の任免及び職員数に関する事項。2、給与に関する事項。3、勤務時間その他の勤務条件に関する事項。4、分限及び懲戒処分に関する事項。5、服務に関する事項。6、研修及び勤務成績の評定に関する事項。7、福祉及び利益の保護に関する事項。8、その他市長が必要と認める事項ということでございます。

第4条、長崎県人事院会への照会及び報告。市長は長崎県人事院会に対し、前年度における業務の状況を照会し、その結果の報告を受けることとなります。

第5条では、長崎県人事院会からの報告事項。市長が報告を受けなければならない事項は、勤務条件に関する措置の要求に関する事項と不利益処分に関する不服申し立てに関する事項。

この4条、5条につきましては、壱岐市は公平委員会の事務を長崎県人事院会に委託をしておりますので、職員から県の人事委員会に対して第5条の1にあります、勤務条件に関する措置あるいは2の不利益処分に関することに対して、要求あるいは不服申し立てがあったものについて、報告を受けなければならないとするものでございます。

第6条、公表の時期。市長は毎年12月末までに報告を取りまとめ、概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならないとするものでございます。

次のページ、第7条、公表の方法につきましては、インターネットあるいは閲覧所を設けて公表する。2としまして、閲覧所は市役所の本庁及び各4支所ということでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成17年10月1日から施行するというものでございます。

続きまして、議案第65号壱岐市自動車駐車場条例の一部改正について、大変申しわけございませんが、先ほど差しかえたものでございます。

壱岐市自動車駐車場条例の一部を別紙のとおり改正する。平成17年9月2日提出。壱岐市長。提案理由は、合併時の条例制定の際に整備漏れでありましたために、今回改正整備をさせていただくものでございます。

本文でございますが、壱岐市自動車駐車場条例の一部を改正する条例。壱岐市自動車駐車場条例の一部を次のように改正する。

第2条は名称及び位置を規定するもので、壱岐市江上駐車場、壱岐市郷ノ浦町本村触512番地、517番地、517番地2を加えるものでございます。

別表第3条関係は、使用料を規定するもので、壱岐市江上駐車場、普通車4,500円、軽自動車4,000円を加えるものでございます。なお、この江上駐車場につきましては、これまで市の駐車場として使用をいたしておるところでございます。

したがいまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行をし、改正後の今申し上げました第2条及び別表第3条関係の規定は、平成16年3月1日から適用するとしております。
以上でございます。

〔総務部長（松本 陽治君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 市民生活部長。

〔市民生活部長（山本 善勝君） 登壇〕

市民生活部長（山本 善勝君） 議案第66号について御説明申し上げます。

苓岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について、苓岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。平成17年9月2日提出、苓岐市長。

提案理由であります。平成17年5月17日付にて、心身障害者、乳幼児、母子家庭の母、子、寡婦等に対する長崎県福祉医療費補助金交付要項の一部改正により乳幼児福祉医療の助成年齢拡大に伴い、県に準用して、市条例の改正をするものであります。

次ページをお開き願います。苓岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例、苓岐市福祉医療費の支給に関する条例（平成16年苓岐市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第2条は定義であります。対象年齢を満6歳に達する日以後の最初の3月31日までに延長するものであります。

5条は支給の制限であります。今回の改正で満3歳から満6歳まで、通院も補助の支給の対象とするために、通院は支給しないという項目から削るものでございます。

附則1、この条例は公布の日から施行し、平成17年10月1日以後の診療に係る医療費から適用する。2項については、6条受給者資格の認定であります。今回の改正による6歳の延長者の取り扱いについては、既に申請されている方については改めて申請の必要はないということでありす。

以上で説明を終わります。

〔市民生活部長（山本 善勝君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 財政課長。

〔財政課長（久田 賢一君） 登壇〕

財政課長（久田 賢一君） 議案第67号について説明いたします。

平成17年度苓岐市一般会計補正予算（第3号）でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7億9,460万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ220億7,470万円とします。

第2条は債務負担行為の補正、第3条は地方債の補正について定めております。

6 ページをお開き願います。第2表の債務負担行為補正でございますが、追加で事項といたしまして、一支國博物館設計業務委託、期間が平成18年度で、限度額を6,696万3,000円と定めております。

第3表の地方債補正、1追加で災害復旧事業債の限度額を4,660万円と定めております。これは今回の災害復旧費の補助債であります農地、漁港、公共土木、それから単独債の公共土木について限度額を定めております。

次の変更でございますが、辺地対策事業債、次のページの農林水産業債、土木債、合併特例事業債につきましては、事業費の変更に伴いまして追加をいたしております。

次のページをお開き願います。臨時財政対策債で、6億2,600万円から6億4,750万円へ追加をいたしておりますが、これは本年度の許可決定額に合わせて追加をいたしております。

次に、12ページをお開き願います。2、歳入の10款地方交付税、今年度の地方交付税の交付決定額は91億9,482万5,000円でございます。今回の補正財源といたしまして1億9,078万1,000円追加をいたしております。

12款の分担金及び負担金、3林業費分担金は、7月の集中豪雨によります自然災害防止事業3地区分を計上いたしております。

次の農地債の復旧費、農地等災害復旧費受益者分担金718万円は、農地65地区、施設3地区分を計上いたしております。

次の滞納繰越分は、旧芦辺町の平成15年債の平成16年度施行分でございますが、1名分の滞越分を計上しております。

14款国庫支出金の2の老人福祉費負担金の減額7,558万7,000円は、老人保護費負担金でございます。これは三位一体の改革によりまして負担金の廃止に伴う減額でございます。

次の児童福祉費負担金の1,162万5,000円は、児童扶養手当給付費負担金の追加で、本年度の実績見込みによりまして追加をいたしております。

公共土木施設災害復旧費負担金1,052万円は、公共土木施設の7月の豪雨によります負担金で、道路2カ所、河川3カ所分を計上いたしております。

漁港施設災害復旧費1,528万5,000円は、これは3月20日の地震による災害の分で、漁港施設5カ所分を計上しております。

次、14款2項の国庫補助金の1番下の行、7教育費国庫補助金の1、小学校費補助金435万5,000円の減と、次の中学校費の394万2,000円の減額、これも三位一体の改革によります補助金の廃止に伴う減額でございます。

次のページをお開き願います。15款2項の県補助金の1総務費補助金2,870万1,000円、21世紀まちづくり推進総合支援費補助金、スポーツの合宿のまちづくり事業補助金として

367万5,000円、イルカパーク再生事業補助金として682万6,000円を計上しております。

新市町合併支援特別交付金、管財課の財産管理システム600万円、電算端末機の機構改革によります移設費用340万円、公用車の購入費7台分として880万円を歳入に見込んでおります。

次に、1行飛びまして、児童福祉費補助金256万5,000円は、助成対象年齢の就学前への引き上げによる追加をいたしております。

次、清掃費補助金450万円は、不法投棄物等撤去事業補助金で、漂流、漂着ごみの撤去事業の補助金でございます。

農業費補助金3,272万4,000円で、2行目の生産振興総合対策事業費補助金6,954万8,000円は、JAへの麦比重選別機への追加補助、それからJAへの米の色彩選別機2機導入の補助金でございます。

2行飛びまして、低コスト肉用牛生産特別事業費補助金の減額、これにつきましては本年度採択が得られませんでしたので、全額を減額をいたしております。

家畜導入事業資金供給事業補助金の473万5,000円の減額は、国の予算額の減少に伴いまして、当初250頭から200頭へ減額になったものでございます。

次の2の林業費補助金700万9,000円の1番下の行、先ほど分担金でございました3地区分の自然災害防止事業の補助金でございます。

3の水産業費補助金1億3,843万9,000円は、新世紀水産業育成事業補助金でございます。これは、壱岐東部漁協への紫外線海水殺菌装置、4トン保冷車、それから勝本漁協への生きイカ用海水ポンプ10台、それから壱岐市のイルカの追い払い事業の補助金でございます。1番下の行の離島漁業再生支援交付金1億2,400万2,000円は、漁業集落における漁業再生のための集落活動に対する支援事業で、これ補助率が国、県4分の3になっております。

1番下の行で急傾斜地崩壊対策補助金210万円は、郷ノ浦の宇土地区の追加内示によるものでございます。

次のページをお開き願います。住宅費補助金の減額240万5,000円は、住宅マスタープラン作成補助金を本年度地域住宅計画を作成したことによりまして、減額をいたしております。

次の社会教育費補助金70万2,000円の一支部博物館建設事業費補助金56万2,000円、一支部博物館の県機能分4,000平方メートルの設計管理料の5%の額をここで計上いたしております。

1行飛びまして、農地債、農地、農業用施設の災害復旧といたしまして、農地67地区、施設12地区の補助金を計上しております。

商工費県補助金 100万円は、長崎県商店街再発見支援事業で郷ノ浦商店街の空き店舗対策事業の補助金でございます。

次に、18款2項の基金繰入金、地域振興基金繰入金を1,274万2,000円計上しておりますが、これは勝本の産業振興事業所の機械導入財源として繰り入れております。

次の松永記念館維持管理基金繰入金1,730万円は、アスベスト対策等の財源として繰り入れております。

11の沿岸漁業振興基金700万円は、壱岐地域栽培センター基本設計委託料の財源として繰り入れております。

次、19款繰越金、補正財源として2億181万3,000円計上しております。

次のページをお開き願います。雑入1,165万5,000円、コミュニティー助成金は、宝くじの還元金でございます。郷ノ浦町消防団後援会への防犯パトロール用機材の購入助成金でございます。

自動車等海上輸送事業補助金は、行政報告にございました使用済み自動車等の海上輸送費補助金でございます。

地域活性化支援事業補助金は、財団法人の長崎県市町村振興協会から特別史跡指定5周年記念事業の補助金でございます。

日本消防協会初期消火予防活動助成金100万円は、勝本の塩谷婦人消防隊への軽可搬消防ポンプ購入助成金でございます。

次、21款の市債で、1、辺地対策事業債670万円は、漁業集落環境整備事業費3,000万円の追加による増加でございます。

臨時地方道でございますが、ふるさと農道の亀松地区につきまして1,500万円事業費の追加による増でございます。

自然災害防止事業債につきましては、大島地区、初山東地区、麦谷地区の3地区分を計上しております。

公営住宅建築事業債は、永田団地の駐車場分、それから天ヶ原の外壁改修分を追加をいたしております。それから、新規で芦辺の吉ヶ久保住宅の外壁改修、勝本の寺頭団地の建設事業分を計上しております。

合併特例事業債は、自給肥料供給施設整備事業、一支國博物館整備事業分を追加をいたしております。それから、芦辺港ターミナルビル事業の分を全額特別会計の方へ組み替えをいたしております。

臨時財政対策債は、許可額に合わせて増額をいたしております。

それから、1番下の行でございますが、単独災害復旧事業債630万円は公共土木の単独債で

勝本地区、芦辺地区、石田地区分を計上いたしております。

次のページをお開き願います。3の歳出で全体的なことですが、7月の機構改革によりまして人事異動がっておりますので、人件費の組み替えを行っております。

それでは、1款の議会費8,989万6,000円の減額になっております。議員の定数の減による減額と、11節で、議事録の印刷代を追加をいたしております。

次に、2款1項1目の一般管理費176万6,000円、行政報告の中にございました姉妹都市の携帯式経費として、この中で100万円を計上しております。

次のページをお開き願います。2款1項5目の財産管理費の13の委託料の中に、3行目、アスベスト調査業務委託料として15カ所分を計上しております。その下に公有財産の管理システム整備委託料として600万円を計上いたしております。

15の工事請負費374万7,000円は、庁舎の改修工事費、これは議場の改修工事費を計上いたしております。

18の備品購入費は公用車7台の購入費でございます。

それから、25の積立金で財政調整基金へ16年度の剰余金を1億円積立をいたしております。

次のページをお開き願います。2款1項7目の情報管理費の13委託料342万円は機構改革に伴う端末機器の移設費用を計上いたしております。

次に、29ページをお開き願います。下の方の3款1項1目の社会福祉総務費、19節で2,396万9,000円、これらが行政報告の中にございました知的障害者通所授産施設整備費の補助金でございます。

20の扶助費513万円は、助成対象年齢の引き上げによる追加でございます。

次のページをお開き願います。3款1項2目の社会福祉施設費の13委託料56万7,000円は、石田の福祉センターの地震災害による修理費を追加をいたしております。3の老人福祉費の19節371万6,000円は、1番下の行でシルバー人材センターの補助金として240万円を計上いたしております。

次のページをお開き願います。下の方、3款2項2目児童措置費の20扶助費1,550万円は、児童扶養手当を決算見込みにより不足が見込まれますので追加をいたしております。

次のページをお開き願います。3款2項4目保育所費の7賃金は、調理員雇い賃金、これは産休代替賃金でございます。

15の工事請負費42万円は、芦辺保育所の駐車場の舗装工事請負費でございます。

それから、次のページをお開き願います。4款1項3目の環境衛生費の19節798万6,000円、この中の2行目に使用済み自動車等海上輸送費補助金として797万6,000円を計上いたしております。

次のページをお開き願います。4款2項1目の続きで、13の委託料で400万円、一般廃棄物の処理基本計画委託料を計上しております。19節213万円は、リサイクルステーションの設置補助金で5カ所分を計上しております。2はじんかい処理費13委託料1,171万円の減額ですが、まず、ごみ収集運搬業務委託料、これは郷ノ浦の分でございますが、入札による執行残でございます。

それから、歳入にありました海岸漂着物のごみ処理委託料として300万円を追加をいたしております。

15の工事請負費は、郷ノ浦環境管理センターのプラットホーム、エアカーテン等の修理工事費を、芦辺町のクリーンセンターの、各種送風機の分解修理工事費を計上しております。

次のし尿処理費の15工事請負費582万5,000円では、郷ノ浦の浄化センターの処理設備、フロア設備等の修理工事費を計上しております。

18備品購入費3,950万円は、勝本に建設中の自給肥料供給施設の整備に伴いまして、機械器具費としてショベルローラー1台、それから、公用車購入費としてバキューム車4台の購入費を計上しております。

次のページをお開き願います。6款1項3目の農業振興費の18備品購入費1,407万3,000円は、勝本産業振興事業所のカッティングロールベラー、ラッピングマシン等の機械購入費、それから、石田町の農業振興機械費としてロータリーの購入費を計上しております。

19節9,740万4,000円の中に、3行目、農地流動化奨励補助金、これは面積の増により追加をいたしております。

生産振興総合対策支援事業補助金は、JAへの麦比重選別機、米の色彩選別機の補助金でございます。

3行飛びまして、集落営農担い手支援事業補助金180万円は、アグリトルランドいきへの研修生2名への給与費の補助金となっております。

次のページをお開き願います。18節備品購入費43万円、家畜診療所の電話機2台の増設費を計上しております。

19節減額の3,471万5,000円は、内訳としましては和牛共進会の応援旅費でございます。11月の2日に五島市で県共が開催されますので、応援旅費250名分をここで計上しております。

低コスト肉用牛生産特別事業費補助金につきましては、先ほど歳入のところで申しました、採択がありませんでしたので全額減額をいたしております。1番下の行の地域肉用牛低コスト施設整備事業費補助金は、JAのリース牛舎4頭分の5%のつり出し補助分を計上しております。

積立金の690万円の減額は、歳入でございました家畜導入の頭数50頭分の減額でございます。

す。

次の5の農地費2,890万9,000円を補正をいたしております。主なものはふるさと農道亀松地区につきまして、復旧工法の変更に伴いまして事業費を2,000万円から3,500万円へ追加をいたしております。

内訳につきましては、13節、15節、17節でございます。また、13節委託料の中の1番下の行、測量設計業務委託料増575万4,000円、これは石田町の黒木ため池、郷ノ浦町の阿城ため池の老朽ため池整備計画の委託料を計上しております。

次のページをお開き願います。中ほどの6款2項2目の林業振興費の15工事請負費でございますが、これが自然災害防止事業3地区分として1,275万円を計上しております。

次、6款3項2目、1番下の行でございますが、水産業振興費の8、報償費でございます。212万円の謝礼金でございますが、新規就業希望者の研修に対する指導者への謝金でございます。

次のページをお開き願います。13委託料の1,030万円、この中に壱岐地域栽培センターの基本設計委託料として700万円、漁場管理保全対策事業委託料、これがイルカの追い払い事業の分、300万円を計上しております。

15の工事請負費は、湯ノ本のお魚センターの補修工事費で3月20日の地震によりまして壁、トイレ等の補修工事費を計上しております。

18の備品購入費75万3,000円は、飼育用の水槽5基の購入費でございます。

19負担金補助及び交付金の中の、新世紀水産業育成事業費補助金843万1,000円でございますが、これは壱岐東部漁協の海水殺菌装置4トン保冷車、それから、勝本漁協の生きイカ用の海水ポンプの補助金でございます。

それから、中ほどの離島漁業再生支援交付金、歳入のところにございました交付金で1億6,483万2,000円を計上しております。

下から2行目の21世紀漁業担い手確保促進事業補助金は、漁船の取得支援事業で、新規就業者に対して漁協が中古船を取得し、リースする際の支援事業です。1名分を計上いたしております。

それから、1番下の行、漁協経営改善事業費補助金は、勝本漁協のコンピューター改良事業の分でございます。

次の漁港管理費の11節需用費の修繕料297万円は、浮き棧橋、街灯等の修理費でございます。

次のページをお開き願います。15節の工事請負費137万4,000円は、若漁港、八幡浦漁港の街灯、それから、船蔵等の修理工事費でございます。

それから、28の繰り出し金の減額は、は市債の組み替えによる減額でございます。

次の漁港漁場整備費は、湯ノ本漁港整備事業につきまして、事業内容の変更によりまして工事請負費から委託料へ821万1,000円組み替えを行っております。

また、13委託料の中に八幡浦漁港、湯ノ本漁港の費用対効果分析調査委託料を180万2,000円計上いたしております。

次のページをお開き願います。7款1項2目の商工振興費の13委託料でございますが、都市緑化フェア花どんたく、観光物産展委託料として70万円を計上しております。

19節の、202万円、ここで郷ノ浦商店街空き店舗対策事業補助金として200万円を計上しております。

次の7款1項4目の観光費3,164万円は、イルカパーク再生事業として、イルカ4頭の購入経費、購入等、計で1,365万2,000円を計上しております。内訳は7節の賃金、旅費、11節のえさ代、それから、18節の動物購入費でございます。また、13節で、ここでスポーツ合宿のまちづくり事業といたしまして、NECバレーボール選手による指導、野口みずき選手によるマラソン指導のための委託料として735万円を計上しております。

それから、下の方の19節で、3行目の島への修学旅行推進事業費補助金は、県内の小中学生が県内の離島へ修学旅行した際に、基準額を超えた分について県が2分の1、それから出す町が4分の1、受け入れ町が4分の1を負担するものでございます。

次のページをお開き願います。下の方の8款土木費2項3目の道路橋りょう費でございますが、事業内容の変更によりまして、補助事業で八幡芦辺線、寺源田線。起債事業で銀台線、芦辺浦中央線、瀬戸諸津線。単独事業で保佐川線、油田高野原線、本作線、聖母田線について組み替えを行っております。

次のページをお開き願います。19節の3,375万円は、県営道路整備事業の負担金でございます。県道湯ノ本、勝本線ほか8路線分を計上いたしております。

8款3項の河川費1目の河川総務費、19節294万円は、県営河川等整備事業の郷ノ浦の馬立海岸環境整備事業の負担金でございます。

次の急傾斜地崩壊対策費の19節の負担金、800万円は、県営急傾斜地の事業で、郷ノ浦築出地区、勝本の塩谷地区の分でございます。

次のページをお開き願います。中ほどの8款5項4目の土地区画整理費、ここでは、補助事業の大谷公園線、本村元居線について事業内容の変更により組み替えを行っております。単独事業で15節の工事請負費の中に、浄化槽の放流管、これは警察官舎、それから、大谷の体育館、古城団地の分でございますが、これの布設がえ工事を250万円を計上しております。

次のページをお開き願います。8款7項2目の住宅建設費の13委託料で、721万5,000円

の減額は、住宅マスタープランの作成業務の減額と、寺頭団地の測量業務の委託料を追加いたしております。

公営住宅建設工事請負費 1,050 万円は、永田団地の駐車場整備工事費、芦辺の吉ヶ久保住宅の外壁改修工事費を計上しております。

公有財産購入費の土地購入費は、寺頭団地の用地の分でございます。

補償費は、今宮団地の建設に伴います水道管の移転補償費を計上しております。

次に、9 款の消防費、常備消防費の 18 節備品購入費は、勝本の塩谷婦人消防隊への軽可搬消防ポンプの購入費でございます。19 節の 100 万円は郷ノ浦地区消防団後援会への拍子木、強力ライト等の購入助成金でございます。消防施設費の 15 工事請負費は、郷ノ浦地区消防団第 2 分団格納庫の舗装工事費を計上いたしております。

次に、63 ページをお開き願います。10 款 3 項 1 目の学校管理費の 11 節需用費 220 万円は、勝本中学校の地震災害によります浄化槽の改修費用、それから、勝本中学校の高圧線の修理費を計上しております。19 節、406 万 5,000 円は、学校用務給食会の補助金で、退職慰労金となっております。

次のページをお開き願います。10 款 5 項社会教育費の 6 目の文化財保護費でございます。1 番下の 13 委託料で 3,372 万 7,000 円を計上いたしておりますが、2 行目の歴史民族資料館の解体設計料は勝本の分でございます。

それから、水質汚濁等環境調査委託料は入札による執行残でございます。

次のページをお開き願います。一支國博物館建設業務委託料として 3,640 万 2,000 円を計上しております。それから、特別史跡指定 5 周年記念事業の委託料として 100 万円を追加いたしております。

工事請負費では松永記念館の改修工事費、これはアスベスト対策として 1,400 万円、それから、地震による災害分として 300 万円の計 1,700 万円計上しております。

次に、11 款の災害復旧費でございます。農地災害分で、1 億 786 万 7,000 円を計上いたしておりますが、補助事業で農地 67 地区、施設 12 地区、単独事業で農地 34 地区分を計上いたしております。

次のページをお開き願います。3 目の漁港施設災害復旧費は、3 月 20 日の地震によるものでございまして、補助事業で八幡浦漁港 3 カ所、山崎漁港 1 カ所、七湊漁港 1 カ所、単独事業で八幡浦漁港ほか 10 カ所分を計上しております。

11 款 2 項の公共土木施設災害復旧費で、2,021 万円補正をいたしておりますが、これは 7 月の豪雨によるもので、補助事業が道路 2 カ所、河川 3 カ所、単独事業で道路 13 カ所、河川 1 カ所を計上いたしております。

次、12款1項の公債費では元金を追加をいたしております。これは平成16年度に減税補てん債の借りかえを行いましたことに伴いまして、元金の償還がもう制約なしということで、元金の償還が本年度から始まったもので、今回追加をいたしております。

利子の減額は、芦辺港ターミナル分の組み替えによる減額でございます。

次のページをお開き願います。13款2項の公営企業費は、三島航路事業の繰り出し金でございます。これは人件費の減により減額をいたしております。

次に、73ページをお開き願います。企業費明細の人件費の2の一般職の職員数の減で、4名減になっております。これは中途退職者が2名と、会計間の異動が2名ということで、計4名の減になっております。

以上で、説明を終わります。

〔財政課長（久田 賢一君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） ここで、暫時休憩をいたします。

午後0時07分休憩

.....

午後1時00分再開

議長（深見 忠生君） 再開します。

市民生活部長。

〔市民生活部長（山本 善勝君） 登壇〕

市民生活部長（山本 善勝君） 議案第68号について御説明申し上げます。

平成17年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、平成17年度の壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ891万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億1,519万3,000円とする。平成17年9月2日提出、壱岐市長。

2ページをお開き願います。2ページ、3ページにつきましては、款項ごとの補正の内訳でございます。

5ページをお開き願います。5ページから7ページは歳入歳出補正予算の事項別明細書でございます。なお、7ページにつきましては、補正額の財源内訳でございます。

それでは、8ページをお開き願います。歳入、3款国庫支出金、1節の介護費用適正化緊急対策給付金31万6,000円でございますが、これは介護給付額の個人の利用額のお知らせを個人に通知するもので、それに対する補助金でございます。

4款の1項、過年度分に対する介護給付費交付金は平成16年度精算による追加交付の分でござ

ざいます。

8款1項1節の繰越金前年度繰越金221万3,000円、これは今回の補正財源に充てるために計上をいたしております。

10ページをお開き願います。歳出でございます。1款1項1目13委託料、介護処理システム運用支援業務の委託料319万2,000円計上いたしておりますが、これは、平成16年度までは電算のシステムの補修等につきましては一般会計で計上してはりましたが、今年度から業務ごとに契約締結ということで、特別会計の方で今回計上いたしております。

2項1目の13委託料の420万円の減は、介護保険の改正の内容が決定し当初見込み額よりも減ということで計上いたしております。

3項2目13委託料134万4,000円計上いたしておりますが、これも先ほど申しました一般会計で計上いたしてはりましたが、今年度から特別会計で計上ということで、システムの保守の分でございます。

14の48万7,000円の減を計上いたしておりますが、介護認定支援システムリース料のすべてを減とするもので、今年度はテストだけを行って本格稼働は来年の4月からでよいということで減をいたしております。

4款の積立金638万3,000円を計上いたしておりますが、これ歳入の介護給付費交付金、平成16年度精算交付分をそのまま積み立てるものでございます。

12ページ、13ページをお開き願います。6款1項1目23償還金利子及び割引料の43万3,000円、過誤納の還付金増といたしておりますが、これは1号被保険者、特別徴収分に対する還付で、内容につきましては転出、死亡、所得更生等によるものでございます。

2目23、193万1,000円は国庫支出金、県支出金、精算返納金を計上しておりますが、これは介護給付に対する概算交付受取額よりも精算交付決定額が減になったために返納するものでございます。

以上で、説明を終わります。

〔市民生活部長（山本 善勝君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 建設部長。

〔建設部長（立石 勝治君） 登壇〕

建設部長（立石 勝治君） 議案第69号の御説明を申し上げます。

平成17年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、平成17年度壱岐市の簡易水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,848万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ11億2,526万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成17年9月2日提出、壱岐市長。

5ページをお開きいただきたいと思えます。事項別明細書でございますが、歳入につきましては1,848万6,000円の補正をいたしております。

次に、6ページでございます。同額の1,848万6,000円の補正を計上さしていただいております。

次に、8ページでございますが、歳入の5款繰入金、一般会計繰入金1,530万2,000円は、県営の堂当古宿線あるいは県道、その他の県道、そしてまた、市道等の事業費の関係の負担金をここに計上いたしております。

それから、次の繰越金29万4,000円は、16年度の決算に伴います追加繰越金を計上さしていただいております。

それから、7款諸収入289万円は、県営の堂当古宿線工事あるいは市道の芦辺中央線等々の補償費を計上さしていただいております。

次に、10ページ、11ページの一般管理費につきましては、今回の7月1日の異動に伴います人件費の調整を行っております。

次に、2目の施設管理費13委託料、施設管理業務委託料100万円の計上をさしていただいておりますけれども、これにつきましては、現在市内に33カ所の給水あるいは配水池を有しております。その件で民間に委託を、一部委託をしようということで100万円の計上をさしていただいております。

次に、施設周辺の環境管理委託料、これは配水地、水源池等の周辺の草刈り等の環境整備を100万円計上いたしております。

それから、下の15工事請負費は、水道管布設工事の中で272万円増額をいたしておりますが、これは県道勝本石田線の敷設工事を計上いたしております。

次に、水道管布設補償工事請負459万円は、堂当古宿あるいは芦辺中央線等々の補償費をここに計上いたしまして、先ほど申しました272万円と459万2,000円を合わせまして、731万2,000円の補正を計上さしていただいております。

水道の方はこれで終わります。

次に、議案第70号の説明をさせていただきます。

議案第70号平成17年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第2号)、平成17年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,541万1,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ9億59万4,000円とする。

歳入歳出の予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

次に、地方債の補正、これは第2表地方債補正によります。平成17年9月2日提出、壱岐市長。

4ページをお開きいただきたいと思います。4ページの2表の地方債補正変更でございますけれども、下水道事業債、補正前が1億6,480万円、補正後は670万円増額をいたしまして、1億7,150万円ということに変更いたしております。

次に、5ページ、6ページ、これは事項別明細書を記載をいたしております。

次に、8ページ、9ページをお開きをいただきたいと思いますが、4款1項一般会計繰入金で、812万1,000円の減額をいたしておりますけれども、これは人件費の減額によるものでございます。

また、そのうちの296万9,000円の減は、消費税還付金の増額に伴います減額をいたしております。

次に、6款諸収入、雑入の80万円につきましては、恵美須のマンホールポンプの落雷による建物災害共済金を計上さしていただいております。

次に、7款の市債670万円計上いたしておりますが、下水道事業債の670万円増に伴いまして、内容変更3,000万円の追加によるものでございます。

それから、県支出金の中の県補助金、漁業集落排水整備事業補助金でございます。これは、内示変更3,000万円に対しまして、県補助金50%の1,500万円、交付金10%の300万円を計上さしていただいております。

次に、10ページ、11ページ、下水道事業費の管理費839万5,000円の減は、7月1日の機構改革に伴いまして、嘱託職員1名、職員1名減の人件費の計上をさしていただいております。

次に、下水道事業費2項施設整備費、324万3,000円の増は、7月1日の人事異動に伴います職員間の異動によるものでございます。

次に、2款の漁業集落排水整備事業費1項管理費、2の施設管理費11、80万円を計上さしていただいておりますが、恵比寿のポンプ室の雷被害による修繕料を80万円計上さしていただいております。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。15工事請負費2,925万円を計上さしていただいておりますが、これは事業費の増額に伴いまして瀬戸タクシー付近の排水管路の敷設を計画をいたしております。

以上でございます。

〔建設部長（立石 勝治君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 市民生活部長。

〔市民生活部長（山本 善勝君） 登壇〕

市民生活部長（山本 善勝君） 議案第71号について御説明申し上げます。

平成17年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）、平成17年度壱岐市の特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,133万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,025万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成17年9月2日提出、壱岐市長。

2ページから7ページを割愛させていただきます。

8ページ、9ページをお開き願います。歳入、4款1項1目の繰越金2,133万円を計上いたしておりますが、これは今回の補正財源として計上するものでございます。

10ページ、11ページをお開き願います。1款1項1目の上から、2節、3節、4節は、これは人件費で、人事異動による増でございます。

2目の18備品購入費186万6,000円を計上いたしておりますが、これは業務用の全自動の大型洗濯機が1台故障したということで、修理不能ということで買いかえるものでございます。

3目の13委託料22万7,000円、これは下の車庫の設計管理委託料でございます。

15工事請負費の453万2,000円を計上いたしておりますが、これは車庫4台分格納できる木造の建物、63平米でございます。

3項1目14使用料及び賃借料の中の31万7,000円、これはデイサービス用の軽自動車のリース分でございます。

12ページ、13ページをお開き願います。居宅介護サービス事業費の1目の2、3、4節につきましては、これは人事異動による人件費の減でございます。

14ページをお開き願います。一般職の中で職員数が31、補正後が31、補正前29、比較の増となっておりますが、これは当初平成17年3月に退職者2名分を当初予算に未計上ということで今回、増という形で上げております。

以上で、説明を終わります。

〔市民生活部長（山本 善勝君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 産業経済部長。

〔産業経済部長（喜多 丈美君） 登壇〕

産業経済部長（喜多 丈美君） 議案第72号について御説明を申し上げます。

平成17年度苓崎市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）、平成17年度苓岐市の三島航路事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ252万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億993万8,000円とする。本日の提出でございます。

8、9ページをお開きをいただきたいと思います。2、歳入、5款繰入金1項一般会計繰入金、今回332万5,000円を減額をいたしておりますが、人事異動に伴います職員給の減の分を減をいたしております。

それから、雑入の80万円を計上いたしておりますが、中間検査でドックに入れまして、スクリー、かじが損傷いたしておりましたので、船舶保険から保険料をいただいたものを雑入として上げております。

次のページ、3歳出、1款運航費1項運航管理費、一般管理費につきましては、人事異動に伴います職員給の減をいたしております。

2業務管理費40万3,000円を修繕料として増をいたしておりますが、中間検査のために当初予算に先ほど申しました保険でいただきました80万円に不足する分が40万3,000円でしたので、今回補正をいたしております。

以上でございます。

〔産業経済部長（喜多 丈美君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 郷ノ浦支所長。

〔郷ノ浦支所長（鳥巢 修君） 登壇〕

郷ノ浦支所長（鳥巢 修君） 議案第73号について御説明いたします。

平成17年度苓崎市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ588万3,000円を追加し、総額をそれぞれ5,069万8,000円とするものであります。平成17年9月2日提出、苓岐市長。

2ページ、3ページをごらんいただきたいと思います。歳入歳出それぞれ588万3,000円を追加補正するものであります。

8ページ、9ページをごらんいただきたいと思います。歳入で、第1項使用料でございますが、機械使用料の増が122万円、これは道路維持分と、それから公共災害分でございます。

それから、2項の基金繰入金は減価償却基金繰り入れの増で45万3,000円、これは機械器具購入に伴いまして、不足分を基金から繰り入れるものであります。繰越金422万8,000円は、前年度平成16年度の繰越金を繰り入れるものでございます。

次に、10ページ、11ページですが、歳出、一般管理費で燃料費と修繕料の増112万円、備品購入費につきましては、先ほど申し上げました機械器具の購入でございますが、ミニパワーショベルの購入に伴いまして、当初見積もりより43万5,000円不足するために、増額補正をさせていただきたいということでございます。

減価償却基金の積立金につきましては、平成16年度の繰越金を基金に積み立てるというものでございます。

以上で説明を終わります。

〔郷ノ浦支所長（鳥巢 修君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 産業経済部長。

〔産業経済部長（喜多 丈美君） 登壇〕

産業経済部長（喜多 丈美君） 議案第74号について御説明を申し上げます。

平成17年度吉岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計補正予算（第1号）、平成17年度吉岐市の芦辺港ターミナルビル事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出それぞれに77万9,000円を追加し、総額を1億6,347万円とする。

2条の地方債の補正もあわせて行います。本日の提出でございます。

4ページをお開きをいただきたいと思いますと思いますが、一般会計の説明の中でございましたように、昨年までは起債を一般会計で借っていただいて、繰り入れをしていただいておりますが、平成17年度からは特別会計で直接借りるという方法になりましたので、今回4,810万円を借りるようにいたしております。

8、9ページをお開きをいただきたいと思います。2、歳入、1款使用料及び手数料1項の使用料でございますが、今回95万円を計上いたしておりますのはターミナルビル施設利用料の増84万5,000円と自動販売機の使用料の増10万5,000円を計上いたしております。

それから、一般会計の繰入金につきましては、先ほど起債を一般会計からいただいておったものを直接借りるようにいたしましたので、4,827万1,000円を減額をいたしております。

6款の市債といたしまして4,810万円を借りるようにいたしております。

次のページでございますが、歳出で、総務費の2項施設整備費、これは財源調整をいたしております。

それから公債費につきましては、今回77万9,000円を増額補正をいたしております。

以上で説明を終わります。

〔産業経済部長（喜多 丈美君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 建設部長。

〔建設部長（立石 勝治君） 登壇〕

建設部長（立石 勝治君） 議案第75号の御説明を申し上げます。

平成17年度苓岐市水道事業会計補正予算（第2号）、第1条、17年度苓岐市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、予算3条の収益的支出の予定額を次のとおり補正する。
395万1,000円の減額をいたしております。

次に、資本的収入及び支出でございますけれども、第3条で予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入で第1款資本的収入を46万4,000円の追加をいたしております。

支出で、第1款資本的支出を46万4,000円の同じく追加をいたしております。

次に、議会の議決を得なければ流用することができない経費、第4条でございますが、予算第5条に定めた経費の金額を次のように改める。支出として職員給与費395万1,000円の減額をいたしております。平成17年9月2日提出、苓岐市長。

次に、4ページをお開きをいただきたいと思っております。水道事業会計の実施計画（補正第2号）を記載をいたしております。

次に、5ページが苓岐市水道事業会計事業水道会計資金計画（補正第2号）を記載をいたしております。

次に、6ページ、7ページは企業明細書でございますが、8ページ、9ページは平成17年度の苓岐市水道事業会計予定貸借対照表を記載をいたしております。

次に、10ページの収益的支出でございます。その中の水道事業の中の金額で395万1,000円の減額をいたしておりますけれども、これは7月1日の機構改革に伴います人件費の減でございます。

次に、資本的収入及び支出の収入では、46万4,000円の補正をいたしております。内容につきましては、今宮住宅の入り口付近、永田女竹線の道路改良によります分と、そしてまた、水道管布設がえ工事の移転補償等の増額、あるいは、かたばる病院付近の聖母田線の道路改良に伴います移転補償等の減額による調整額でございます。

次に、支出の項目で、46万4,000円の計上をいたしておりますけれども、これにつきましては収入の方で説明をしました関連の排水設備改良工事を計上さしていただいております。

以上でございます。

〔建設部長（立石 勝治君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 市民病院事務長。

〔市民病院事務長（牟田 数徳君） 登壇〕

市民病院事務長（牟田 数徳君） 議案第76号について御説明をいたします。

平成17年度壱岐市病院事業会計補正予算(第1号)、総則第1条、平成17年度壱岐市病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、平成17年度壱岐市病院事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出で850万円の追加をいたしております。平成17年9月2日提出、壱岐市長。

4ページをお願いいたします。平成17年度壱岐市民病院事業会計補正予算(第1号)、実地計画書の収益的収入及び支出の3目経費を850万円追加をいたしております。

内容につきましては、消耗品費200万円、消耗備品費250万円、修繕費400万円計上をいたしております。

5ページをお願いいたします。平成17年度壱岐市壱岐市民病院事業会計資金計画書(補正第1号)を記載いたしております。

6ページをお願いいたします。平成17年度壱岐市壱岐市民病院事業会計予定貸借対照表を記載いたしております。

以上で、平成17年度壱岐市病院事業会計補正予算(第1号)の説明を終わります。

〔市民病院事務長(牟田 数徳君) 降壇〕

議長(深見 忠生君) 総務部長。

〔総務部長(松本 陽治君) 登壇〕

総務部長(松本 陽治君) ただいまから御説明を申し上げます議案第77号から83号については、市町村合併に伴うものでございます。

まず、議案第77号長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第1項の規定に基づき、平成17年9月30日をもって長崎縣市町村総合事務組合から平戸市、大島村、生月町及び田平町を脱退せしめ、平成17年10月1日から長崎縣市町村総合事務組合に平戸市を加入せしめることとし、これに伴い長崎縣市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更する。平成17年9月2日提出、壱岐市長。

提案理由でございますが、平成17年10月1日に平戸市が設置をされることに伴いまして、平戸市、北松浦郡大島村、生月町、田平町が長崎縣市町村総合事務組合から脱退し、平戸市として加入することになります。よって、組合を構成する地方公共団体の数の減少に伴い、当組合の規約を変更する必要がありますが、これらの協議については市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第2項の規定において、準用する地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得る必要があるものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。長崎縣市町村総合事務組合同規約の一部を次のよ

うに変更する。

別表第1を次のように改める。

別表第1は組合を組織する組合市町村でございますが、平戸市、大島村、生月町、田平町が脱退をして、新たに平戸市として加入することになるものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。別表第2を次のように改める。

別表第2は、組合の共同処理する事務と団体を規定をするものでございますが、第3条第1号に関する事務、別表第1に掲げる組合市町村のうち松浦市を除くその他の組合市町村ということになっておりますが、改正前は平戸市、松浦市を除くその他の組合市町村となっております。それから平戸市を除くというものでございますが、平戸市が共同処理する団体に入っておらなかったということで、今回、3条第1号、それから3条第9号、10号、11号、12号に平戸市も、共同処理する団体に入るということになるので改めるものでございます。

次に、議案第78号長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第1項の規定に基づき、平成17年10月10日をもって長崎縣市町村総合事務組合から国見町、瑞穂町、吾妻町、愛野町、千々石町、小浜町、南串山町及び吾妻愛野学校給食組合を脱退せしめ、平成17年10月11日から長崎縣市町村総合事務組合に雲仙市を加入せしめることとし、これに伴い長崎縣市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。平成17年9月2日提出、壱岐市長。

提案理由でございますが、平成17年10月11日に雲仙市が設置されることに伴い、南高来郡の国見町、以下瑞穂、吾妻、愛野、千々石、小浜、南串山町が長崎縣市町村総合事務組合から脱退し、雲仙市として加入することになります。

また、この廃置分合に伴いまして、吾妻、愛野学校給食組合が解散されることになりますから、この組合から脱退するものであります。よって、組合を構成する地方公共団体の数の減少に伴い、当組合の規約を変更する必要がありますが、これらの協議については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第2項の規定において準用する地方自治法第290条の規定において、議会の議決を得る必要があるので、提案をするものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。長崎縣市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。

別表第1は、組合を組織する組合市町村でございます。南高の7町が脱退をし、雲仙市として加入することと、吾妻、愛野学校給食組合が解散によって脱退となるものでございます。

附則として、この規約は平成17年10月11日から施行するということでございます。

議案第79号長崎縣市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成17年9月

30日をもって長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合から大島村、生月町及び田平町を脱退せしめ、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。平成17年9月2日提出、壱岐市長。

提案理由でございますが、17年10月1日に平戸市が設置されることに伴い、大島村、生月町、田平町が脱退することから、組合規約を変更する必要がありますが、その協議については議会の議決を得る必要があるため提案をするものでございます。

次のページでございますが、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を次のように変更する。別表を次のように改める。

別表は、組合を組織する市町村でございますが、北松の大島村、生月町、田平町が脱退することになります。

附則として、この規約は平成17年10月1日から施行するというものでございます。

議案第80号長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成17年10月10日をもって長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合から国見町、瑞穂町、吾妻町、愛野町、千々石町、小浜町及び南串山町を脱退せしめる。平成17年9月2日提出、壱岐市長。

提案理由でございますが、平成17年10月11日に雲仙市が設置されることに伴い、国見町ほか、南高の7町が合併されることに伴い、これらの町が廃止されることとなります。よって、平成17年10月11日をもって（102ページに訂正申し出あり）、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を構成する地方公共団体からこれらの町を減ずるものでありますが、その協議については議会の議決を得る必要がありますので、提案をするものでございます。

次に、議案第81号長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加とこれに伴う規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成17年10月11日から長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合に雲仙市を加入せしめ、同組合規約を次のとおり変更する。平成17年9月2日提出、壱岐市長。

提案理由でございますが、平成17年10月11日に雲仙市が設置されることに伴って、本組合に加入することになっております。したがって、組合を組織する地方公共団体の数が増加することにより、規約の変更が生じますが、その協議については議会の議決を得る必要があるため、提案をするものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思っております。長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を次のように変更する。

別表を次のように改めるということで、別表第2条関係は組織する市町村ですが、雲仙市を加えるものでございます。

附則、この規約は平成17年10月11日から施行する。

議案第82号長崎縣市町村土地開発公社定款の変更について、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。平成17年9月2日提出、壱岐市長。

提案理由でございますが、市町村の廃置分合に伴い、本公社の設立団体である大島村、生月町及び田平町が平成17年10月1日に平戸市として施行され、当該3町村については本公社を脱退することから、本公社の定款を変更するものであります。

次のページをごらんください。長崎縣市町村土地開発公社定款の一部を次のように変更する。

「第24条第2項中」とありますが、第24条はこの公社の基本財産の規定でございます、1億272万1,000円を9,932万6,000円に改めるというものでございます。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1は公社の設立団体でございますが、大島村、生月町、田平町を除くものでございます。

次のページをごらんください。別表第2は、地方公共団体の出資額でございます。さっき申し上げました3町村の脱退によりまして、基本財産が339万5,000円減額となることとなります。

附則といたしまして、この定款は平成17年10月11日から施行する。

議案第83号長崎縣市町村土地開発公社定款の変更について、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。平成17年9月2日提出、壱岐市長。

提案理由でございますが、市町村の廃置分合に伴い、本公社の設立団体である国見町、瑞穂町、吾妻町、愛野町、千々石町、小浜町、南串山町が平成17年10月11日に雲仙市として施行され、市制施行後も引き続き本公社に加入することから、本公社の定款を変更するものであります。

次のページでございますが、長崎縣市町村土地開発公社定款の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1は、公社の設立団体が、南高来郡の7町が合併して、雲仙市となり、引き続き雲仙市として加入することになるものでございます。

次のページ、別表第2でございますが、地方公共団体の出資額でございますが、雲仙市が加わりますが、南高7町の合計額が雲仙市の額になっております。したがって、合計額に変更はございません。

附則として、この定款は平成17年10月11日から施行するというものでございます。

次に、議案第84号東可須辺地、中野郷辺地、深江辺地、箱崎本村辺地、諸津辺地、瀬戸浦辺地、筒城辺地及び池田辺地に係る総合整備計画の策定について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、別紙のとおり定める。平成17年9月2日提出、壱岐市長。

提案理由でございますが、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定するため、同法第3条第1項の規定に基づき、議会の議決が必要となるものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思っております。1ページでございます。まず、今回提出をいたしておりますのは、今年度から平成21年度までの5年間に辺地対策事業債を充当をしている事業について、総合整備計画を策定をするものでございます。

計画の内容について御説明を申し上げます。

まず1ページは、勝本町東可須辺地でございます。整備の内容でございますが、市道土居田線整備事業でございます。事業費一般財源4億2,000万円、その一般財源のうち辺地対策事業債の予定額が3億9,890万円となっております。

次に、2ページでございますが、芦辺町中野郷辺地。整備内容が市道内坂線整備事業でございます。事業費1億5,150万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額が1億4,390万円でございます。

3ページ、芦辺町深江辺地。市道久垂線整備事業でございます。事業費1億5,000万円、一般財源のうち辺地対策事業債が1億4,250万円予定をいたしております。

4ページ、芦辺町箱崎本村辺地。市道本村神里線整備事業でございます。事業費3億5,350万円、一般財源のうち辺地対策事業債が3億3,580万円予定をいたしております。

5ページ、芦辺町諸津辺地。市道瀬戸諸津線改良舗装事業でございます。事業費1億9,880万円、一般財源のうち辺地債の予定額が5,320万円でございます(62ページに訂正申し出あり)。

6ページ、芦辺町瀬戸浦辺地。市道瀬戸諸津線改良舗装事業、これにつきましては前の諸津辺地と2つの辺地にまたがる路線でございます。これが、事業費8,520万円、そのうち辺地対策事業債の予定額が2,280万円(63ページに訂正申し出あり)、それから消防施設、これは芦辺地区第10分団の可搬式小型動力ポンプの更新でございます。事業費150万円、うち辺地債140万円を予定をいたしております。

7ページ、石田町筒城辺地。これは消防施設でございます。石田地区第2分団第3小隊の、これも可搬式小型動力ポンプの更新でございます。150万円、辺地債を140万円予定をいたしております。

8ページが、石田町池田辺地。これも消防施設でございます。石田地区第3分団第2小隊の可搬式小型動力ポンプの更新でございます。金額は同じ150万円の事業費で、辺地債140万円を予定をいたしております。

以上でございます。

〔総務部長(松本 陽治君) 降壇〕

議長（深見 忠生君） 建設部長。

〔建設部長（立石 勝治君） 登壇〕

建設部長（立石 勝治君） 議案第85号を御説明を申し上げます。

訴えの提起について（市営住宅の家賃納入及び住宅明渡しの請求）、市営住宅滞納家賃の納入及び住宅明渡しを求める訴え（和解を含む）を提起するので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。平成17年9月2日提出、壱岐市長。

相手方住宅、古城団地23棟A号。住所、壱岐市郷ノ浦町田中触1093番地の5、氏名、小山武。

訴えの提起の理由。相手方は市営住宅家賃を滞納しており、再三再四にわたる督促、催告等に応じないので、訴えにより家賃の徴収等を図り、もって社会的公正と法秩序を回復しようとするものであります。

これまでの経過を申し上げたいと思いますが、御承知のように建設部におきましては下水道、水道料そしてまた住宅使用料を担当いたしております。現在、16年度末の滞納状況でございますが、水道につきましては加入戸数にもよりますけれども、現在の過年度分の滞納総額は6,471万2,000円になっております。その中で、郷ノ浦町が63.7%、勝本町が12%、芦辺町が12.6%、石田町が11.6%を担っておるわけでございます。この方々につきましては、現在対策といたしましては、督促あるいは職員による昼夜の徴収を行っております。それらに応じない方につきましては、給水停止の処置を今日まで行ってきたところでございますけれども、9月に第2次の給水停止を行うために、既に給水停止予告書を100名の方に発送をいたしております。さらに、所定の手続を踏んで、停止の処置を行ってまいりたいというふうに思っております。

今回、提出をいたしております住宅使用料でございますけれども、これもやはり郷ノ浦町が1番戸数も多いわけでございますが、16年度末の滞納総額が1,984万6,000円でございます。その中で、郷ノ浦町が54.3%、勝本町が25.7%、芦辺町が10.8%、石田町が9.2%でございます。既に昭和の時代から滞納されておる方が多数いらっしゃるわけでございますけれども、1番多い方で100万円以上滞納されておる方が2名、90万円台が3名、80万円台が1名、それから50万円台が8名というふうに高額滞納者が多数いらっしゃいます。

これにつきましては、水道と同様に督促状を初め、あるいは昼夜を問わない徴収を行っております。そしてまた、現年度につきましては納期内、そしてまた、過年度分につきましては分納誓約書を取り交わして現在に至っておるわけでございますけれども、特に悪質な滞納者につきましては、入居時の保証人からの納付指導も並行して行っております。

それでもなおかつ、誓約書を取り交わしながら、履行をしない滞納者も多数いらっしゃるわけでございますが、今回の方は現年度も滞納し、かつ、過年度滞納分の分納誓約書を取り交わしな

がら全く履行の意思がない。再三再四、担当課長、担当係長が戸別訪問を行いましても徴収に応じないということで、社会的公正と法秩序を回復するために行うものでございます。既に顧問弁護士との事前協議も終わっておりまして、執行に当たりましては担当課の苦労もあるわけでございますけれども、最終的には話し合いの中でこれを契機にやりたいということで、この方以外にも引き続き、悪質滞納者につきましては同様の処置を行ってまいりたいというふうに思っております。

続けて、認定第1号平成16年度吉崎市水道事業会計決算認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成16年度吉崎市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付して、議会の認定に付す。平成17年9月2日提出、吉崎市長。

2ページをお開きいただきたいと思いますが、平成16年度吉崎市水道事業決算報告書の収益的収入及び支出でございますが、その収入の中で水道事業収益1億5,005万6,000円を計上いたしておりますが、決算額では1億5,874万126円となっております。868万4,126円の増額となっております。

また、支出につきましては、水道事業費用として1億3,985万6,000円を計上いたしておりますけれども、決算額では1億2,717万7,248円となり、1,267万8,752円の不用額となっております。

次に、3ページの資本的収入及び支出でございますが、収入欄の資本的収入は1,113万7,000円を見込んでおりましたが、決算額では303万1,700円となっており、810万5,300円の減額となっております。

また、支出につきましては、資本的支出、建設改良費と企業債償還金7,348万5,000円を計上いたしておりますけれども、決算額では5,140万2,296円となり、不用額が1,774万6,204円となっております。

次に、4ページをお開きをいただきたいと思いますが、水道事業損益計算書でございますが、営業収益が1億4,967万3,912円、営業費用が1億1,416万3,266円、営業外収益が161万3,116円、営業外費用が845万9,973円で、当年度純利益は2,826万3,099円となっております。

次に、5ページは吉崎市水道事業剰余金計算書でございますが、2番目の工事負担金303万1,700円の補償工事費、そして、4番の受贈財産評価額として、受贈した発生額334万471円を計上いたしております。

次に、利益剰余金の部につきましては、平成15年の未処理利益剰余金の処分費、減債積立金200万円、同じく建物改良積立金に2,700万円の分を計上いたしております。

1番下の欄の当該年度未処分利益剰余金につきましては2,898万9,874円となります。

次に、6ページをお開きをいただきたいと思いますが、剰余金の処分計算書の案でございますが、当年度未処理分利益剰余金2,898万9,874円となっております。特に、利益剰余金処分費として減債積立金に200万円、建設改良積立金に2,600円を計上いたしております。

また、翌年度繰越利益剰余金として98万9,874円を計上いたしております。

次に、8ページから9ページは、3月31日現在の貸借対照表でございます。

次に、10ページから13ページは、水道事業収益費用明細書、または損益計算書の内訳明細書で収入と支出の発生した額を計上いたしております。

次の14ページから18ページにかけましては、事業説明としての水道事業の報告書、19ページには貸借対照表に記載された固定資産に関する内訳の説明としての有形固定資産明細書、そしてまた20ページは貸借対照表に記載された借入資本金に関する内訳の説明書としての企業債明細書を記載いたしております。

以上です。

〔建設部長（立石 勝治君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 1時間を経過しておりますが、引き続き説明を求めたいと思いますが異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 市民病院事務長。

〔市民病院事務長（牟田 数徳君） 登壇〕

市民病院事務長（牟田 数徳君） 認定第2号について御説明をいたします。

平成16年度苓崎市病院事業会計決算認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成16年度苓崎市病院事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成17年9月2日提出、苓岐市長。

1ページをお願いいたします。平成16年度苓崎市苓岐公立病院事業会計決算報告書の収益的収入及び支出の収入、病院事業収益22億6,430万5,000円計上いたしておりましたが、決算額では21億4,115万6,438円となり、1億2,314万8,562円の減額となっております。

支出につきましては、病院事業費用として22億6,430万5,000円を計上いたしておりましたが、決算額では21億1,782万8,575円となり、1億4,647万6,425円の不用額となっております。

3ページをお願いいたします。収益的収入及び支出で、資本的収入は37億4,676万2,000円見込んでおりましたが、2億6,430万9,000円の減額補正をいたしました。内訳は企業債が2億1,470万円と、補助金で4,960万9,000円の減額となっております。

す。決算額は34億5,803万4,565円となっており2,441万8,435円の減額となっております。

支出につきましては、資本的支出37億9,964万3,000円を計上いたしておりましたが、2億円の減額修正をいたしました。決算額では35億1,917万5,229円となり、不用額が8,046万7,771円となっております。

5ページをお願いいたします。固定資産明細書でございます。機械備品が当年度発生分といたしまして4億8,434万9,392円を計上いたしております。

建設仮勘定が当年度発生分といたしまして27億9,347万3,043円の計上でございます。これは病院建設に伴う工事費の積み上げ分でございます。

7ページをお願いいたします。企業債明細書でございます。企業債につきましては、未償還残高が41億8,722万6,430円となっております。

18ページをお願いいたします。吉岐公立病院事業会計損益計算書でございます。営業収益18億6,008万8,690円、営業費用20億1,919万8,150円、営業外収益2億7,405万8,056円、営業外費用8,533万8,065円の当年度純利益は2,332万7,863円となっております。当年度未処理欠損金でございますが、2億2,380万5,022円でございます。

19ページから20ページは貸借対照表の3月31日現在でございます。

23ページ以降は吉岐公立病院の事業報告書でございます。分析など添付いたしておりますので、お目通しをいただきますようお願いいたします。

45ページをお願いいたします。平成16年度吉岐市かたばる病院事業会計決算報告書の御説明をいたします。

収益的収入及び支出の収入、病院事業収益は5億8,412万9,000円計上いたしておりましたが、決算額では4億9,767万7,159円となり、8,645万1,841円の減額となっております。

支出につきましては、病院事業費用として5億8,412万9,000円計上いたしておりましたが、決算額では4億9,767万7,159円となり、8,645万1,841円の不用額となっております。

59ページをお願いいたします。59ページは吉岐市かたばる病院事業会計損益計算書でございます。下から3行目が当年度純利益でございますしてゼロ円となっております。当年度未処理欠損金は11万6,435円でございます。

60ページから61ページは貸借対照表で、3月31日現在でございます。

64ページからは、かたばる病院の事業報告書となっておりますので、お目通しをお願いいた

します。

以上で、認定第2号平成16年度壱岐市病院事業会計決算認定について御説明を終わります。

〔市民病院事務長（牟田 数徳君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 説明が終わりましたので、代表監査委員より決算審査の報告を求めます。
馬渡代表監査委員。

〔代表監査委員（馬渡 武範君） 登壇〕

代表監査委員（馬渡 武範君） 代表監査委員の馬渡でございます。

それでは、平成16年度壱岐市公営企業会計決算の審査の結果について御報告させていただきます。

なお、壱岐市病院事業会計決算のうち、かたばる病院事業会計決算につきましては、前年度が平成16年3月、一月分でございますので、比較対照とならないため結果のみの報告となっておりますので、あらかじめ御断りをおきます。

報告書の1ページをお開きください。まず、平成16年度壱岐市水道事業会計決算について御報告をいたします。

審査は6月28日、郷ノ浦支所会議室において郷ノ浦支所長ほか関係職員に出席を求め、関係書類により職員から説明を受け、また、計数の確認及び事務処理の適否などについて審査を実施いたしました。

第3の項になりますけど、審査の結果、審査に付された決算諸表は、法令並びに会計の原則に従って適正に処理されているものと認めます。

第3の2になります。経営の状況についてであります、（1）収益的収入及び支出のところ
で述べておりますとおり、収益的収入が昨年に比べ1,237万8,000円減少しております。
原因は、水道使用料の検針を2カ月に1回に変更したために、実質11カ月分となったため
であります。

当期純利益につきましては、2ページ、お開きください。2ページ、（3）に記載して
おりますとおり、2,826万3,000円の計上で、昨年に比べ56万1,000円の減少
でありました。収益的収入の減少分を経費の節減努力でカバーし、最小限の利益減に
抑えることができました。

3ページをお開きください。審査の意見についてであります、まず1つ目、未収金の
管理、解消について。未収金は986件、3,584万2,000円と多額であり、前年度に
比べ263万2,000円の減少になっているものの、中には長期にわたり未納となっ
ているものが認められる。この原因を分析し、説明するとともに、今後の管理、
回収には適正な事務処理を徹底し、徴収計画の樹立並びに徴収体制の充実を図る
など、未収金解消に向け特段の努力が必要である。

2つ目、水道事業収益の低下について。水道事業収益は毎年低下の傾向にある。今後、水道管の老朽化等による漏水対策を立てるほか、漏水の早期発見による有収率の向上を図るとともに、水道使用料の未収対策を初め、水道事業収益の低下対策を検討、実施する必要がある。

次に、7ページをお開きください。平成16年度苓岐市病院事業会計決算の審査の結果について御報告いたします。

審査は6月29日にかたばる病院、6月30日に苓岐市民病院のそれぞれの会議室において事務長ほか関係職員の出席を求め、関係書類により職員から説明を受け、また、計数の確認及び事務処理の適否などについて審査を実施いたしました。

審査の結果、審査に付された苓岐市苓岐公立病院及び苓岐市かたばる病院の決算諸表は、ともに法令並びに会計の原則に従って、適正に処理されているものと認めます。

まず、苓岐市苓岐公立病院の経営は、純利益2,332万8,000円で、前年実績に比べ7,474万円の減収でありました。これは、(ア)に示しておりますとおり、患者数の減少に伴う収益的収入の大幅減収によるものであります。

10ページをお開きください。苓岐市かたばる病院事業の経営は、事業収益4億9,767万7,000円に対し、事業費用も同額で、純利益はゼロ計上でありました。これは、一般会計からの補助金を当初予算より減額し、収支のバランスの均衡を図ったことによるものであります。

11ページをお開きください。平成16年度苓岐市病院事業会計決算に対する審査意見は、中ほどに記載しておりますとおり、平成16年度苓岐市苓岐公立病院事業は前年度に比べ、患者数と事業収益が減少したにもかかわらず2,332万8,000円の純利益を得たことは、関係者の努力であると評価されるものである。しかしながら、かたばる病院の経営や、公立病院移転新築による規模拡大に応じた経費の増大が予測されるので、これからは未収解消を初め、厳しい経営改革を図り、健全な財政運営に当たる努力が必要である。

以上であります。経営環境の厳しい中ではありますが、担当される方々のなお一層の御努力により、苓岐市公営企業が健全にさらに発展するように期待いたしまして、平成16年度苓岐市公営企業会計決算の審査の結果についての報告を終わります。

以上です。

〔代表監査委員(馬渡 武範君) 降壇〕

議長(深見 忠生君) 以上で、市長提出議案に対する説明を終わります。

日程第32、要請第4号自治体病院の医師確保対策を求める意見書の提出については、お手元に写しを配付しておりますので、説明にかえさせていただきます。

議長(深見 忠生君) 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これで散会をいたします。

午後 2 時17分散会